

7. 研究所関係資料

1. 設立の経緯

東京文化財研究所は、2001（平成13）年4月1日に東京国立文化財研究所が独立行政法人化され独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。その前身である東京国立文化財研究所は、1952（昭和27）年4月1日に発足し、その母体となったものは、昭和5年に創設された政府機関の帝国美術院附属美術研究所である。

この美術研究所は、1924（大正13）年7月、帝国美術院長子爵故黒田清輝の遺言により美術奨励事業のために寄附出損した資金で遺言執行人が選択決定した事業である。すなわち遺言執行人代表伯爵樺山愛輔は、故子爵の遺志にしたがってこの資金で行うべき事業の選択を伯爵牧野伸顕に一任した。牧野伯爵は帝国美術院長福原鐮二郎及び東京美術学校長正木直彦とはかつて諸方面の意見を徴し、またわが国美術研究の必要に照らして次の事業を行うこととした。

- (1) 美術に関する基礎的調査研究機関として美術研究所を設けること。
- (2) 黒田子爵の作品を陳列して同子爵の功績を記念すること。
- (3) 前二項の目的を達するために適当な建物を造営すること。
- (4) 事業成立の上は一切これを政府に寄附すること。

2. 年代別重要事項

期 日	事 項
昭和元年12月	前期の事業を遂行するため委員会が組織され、東京美術学校長正木直彦が委員長に就任し、美術研究所事業については東京美術学校教授矢代幸雄、黒田子爵作品陳列については東京美術学校教授久米桂一郎・同岡田三郎助・同和田英作・同藤島武二及び大給近清、建物造営については東京美術学校教授岡田信一郎、会計事務については遺言執行人打田伝吉を各委員として事務を分掌進行させた。
昭和2年2月 同年10月	美術研究所準備事業を開始した。 東京市上野公園内に鉄筋コンクリート造、半地階2階建、延面積1,192m ² の建物1棟を起工した（本館）。
昭和3年9月	前記の建物が竣工したので、黒田記念館と名付け、美術研究所開設のため必要な備品・図書・写真等の研究資料を設備し、また館内に黒田子爵記念室を設け、黒田清輝の作品を陳列した。
昭和4年5月	遺言執行人代表者樺山愛輔は、建物・設備・研究資料等一切の外に金15万円をそえて帝国美術院長に寄附を願い出た。
昭和5年6月28日 同年10月17日	勅令第125号により帝国美術院に附属美術研究所が置かれ、東京美術学校長正木直彦が同研究所の主事に補せられた。 美術研究所開所式を挙行了た。
昭和7年1月 同年4月18日	美術研究所の研究成果発表機関誌として、定期刊行物『美術研究』を創刊した。 株式会社朝日新聞社より明治大正美術史編纂費として本年から向う5か年間毎年5千円、合計2万5千円を帝国美術院に寄附したいとの申出があった。

期 日	事 項
昭和7年5月26日	帝国美術院はこの申出を受理した。 明治大正美術史編纂委員会規程を設け、美術研究所は明治大正美術史の編纂に関する事務を行うことになった。
昭和9年10月18日	毎年10月18日を開所記念日と定めた。
昭和10年1月28日	鉄筋コンクリート造、2階建、延面積129m ² の書庫が竣工した。
同年4月	『日本美術年鑑』の編纂事務を開始した。
同年6月1日	勅令第148号により美術研究所官制が公布された。 研究資料閲覧規程を制定し、閲覧事務を開始した。
昭和12年6月24日	勅令第281号により美術研究所官制中改正の件が公布され、従来、帝国美術院に附置されていたのを文部大臣の直轄に改められた。
同年11月29日	美術研究所長職務規程、美術研究所事務分掌規程が制定された。
昭和13年2月12日	木造、平屋建、延面積97m ² の写真室1棟が竣工した。
昭和19年8月10日	黒田清輝の作品、並びに写真原版を東京都西多摩郡小宮村谷間家倉庫に疎開した。
昭和20年5月28日	美術研究所の図書・諸資料全部を山形県酒田市本町1丁目日本間家倉庫3棟に疎開した。
同年7～8月	酒田市本間家倉庫に疎開した図書資料を爆撃の危険を避けるため、さらに酒田市外牧曾根村松沢世喜雄家倉庫・観音寺村村上家倉庫・大沢村後藤作之丞家倉庫にそれぞれ分散疎開した。
昭和21年3月29日	酒田市疎開中の図書・諸資料等の東京向け発送を終了した。
同年4月4日	酒田市疎開中の図書・諸資料等が東京に到着し、引揚げを完了した。
同年4月16日	東京都西多摩郡に疎開中の黒田清輝作品並びに写真原版の引揚げを完了した。
昭和22年5月1日	美術研究所官制が廃止され、国立博物館官制が制定された。美術研究所は同館の附属美術研究所となった。 国立博物館に保存修理課発足。同課内に保存技術研究室を置いた（保存科学部の前身）。昭和23年度より専任の職員を配置し、研究を開始した。研究室は国立博物館本館地下の修理室の一室（66m ² ）に設けた。
昭和25年8月29日	文化財保護法の制定にともない、美術研究所は文化財保護委員会の附属機関となった。 文化財保護委員会事務局設置にともない、保存科学研究室は国立博物館保存修理課から文化財保護委員会事務局保存部建造物課に所属換えとなった。
昭和26年1月31日	美術研究所組織規程が定められ、第一研究部・第二研究部・資料部・庶務室が置かれた。
昭和27年4月1日	文化財保護法の一部が改正、東京文化財研究所組織規程が定められ、美術部・芸能部・保存科学部・庶務室の3部1室が置かれ、美術研究所組織規程が廃止された。 また文化財保護委員会事務局保存部建造物課保存科学研究室も廃止された。
同年7月1日	芸能部研究室として東京芸術大学音楽学部邦楽科教室2室を同大学から借用し、研究を開始した。
昭和28年4月26日	保存科学部研究室として、東京国立博物館構内の倉庫132m ² を改造のうえ移転した。
昭和29年7月1日	東京文化財研究所組織規程の一部が改正され、東京国立文化財研究所となった。
昭和32年3月22日	東京国立博物館構内に木造、外部鉄網モルタル塗、平屋建、8m ² の保存科学部の薬品庫が竣工した。

期 日	事 項
昭和32年11月30日	従来の2階建書庫の上にさらに1階を増築3階建とし、増築分延面積71m ² が竣工した。
昭和34年4月30日	東京国立文化財研究所研究受託規程が定められ、この年度から受託研究が開始された。
昭和36年9月16日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、従来の庶務室は庶務課となった。
昭和37年3月31日	東京国立博物館内に保存科学部庁舎（保存科学部実験室）として、鉄筋コンクリート造、2階建、延面積663m ² の建物1棟が竣工した。
同年7月1日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、新たに保存科学部に修理技術研究室が置かれた。
同年7月20日	芸能部研究室は、保存科学部庁舎の竣工にともない、旧保存科学部庁舎に移転した。
昭和43年6月15日	文部省設置法の一部が改正され、本研究所は文化庁附属機関となった。
昭和44年8月23日	保存科学部庁舎に隣接して新営される別館庁舎（延1,950.41m ² ）の起工式が行われた。
昭和45年3月25日	前記の別館が竣工したので、同年5月26日竣工式が行われた。芸能部は、別館3階に移転した。
同年5月8日	保存科学部は別館の地階～2階に実験用機械類の移転据付を完了した。
同年6月29日	保存科学部庁舎の1階の模様替工事に着手し、同年10月15日工事が完了した。
同年11月2日	所長及び庶務課は、本館から保存科学部庁舎の1階に移転した（本館は、美術部庁舎となる）。これにより研究所の所在地表示は「12番53号」から「13番27号」に変更された。
昭和46年4月1日	保存科学部庁舎及び別館の敷地2,658m ² を東京国立博物館から所管換された。
昭和48年4月12日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部が設けられ4部1課となり、修復技術部に第一修復技術研究室及び第二修復技術研究室が置かれ、保存科学部修理技術研究室は廃止された。
昭和52年4月18日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、情報資料部の新設により5部1課となり、情報資料部に文献資料研究室及び写真資料研究室が置かれ、美術部資料室は廃止された。
昭和53年3月20日	本館構内の写場等（木造、平屋建、延面積144m ² ）を取りこわし、情報資料部研究棟として、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階、延面積569.95m ² の建物が竣工した。
同年4月5日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部に第三修復技術研究室が置かれた。
昭和59年6月28日	文部省組織令が改正され、本研究所は文化庁施設等機関となった。
平成2年10月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、新たにアジア文化財保存研究室が置かれ、5部1室1課となった。
平成5年4月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、アジア文化財保存研究室は、国際文化財保存修復協力室となった。
平成7年4月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力室が廃止され、新たに国際文化財保存修復協力センターが設置された。同センターには、企画室及び環境解析研究指導室が置かれ、1センター5部1課となった。

期 日	事 項
平成7年4月1日	東京芸術大学と「東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻の教育研究に対する連携・協力に関する協定書」が交わされ、連携併任分野として独立専攻大学院文化財保存学専攻（システム保存学）が設置された。
平成9年10月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力センターに保存計画研究指導室が置かれた。
平成12年2月4日	新営庁舎として、鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階、延面積10,557.99m ² （建築面積2,258.48m ² ）が竣工した。
同年2月21日	新営庁舎の竣工にともない、別館（庶務課・芸能部・保存科学部・修復技術部・国際文化財保存修復協力センター）部分の移転が開始された。
同年3月6日	新営庁舎の竣工にともない、本館（美術部・情報資料部）の移転が開始された。
同年3月22日	建設省関東地方建設局営繕部より、新営庁舎の外構工事、植栽等の引き渡しを受け、新営庁舎関係の工事が完了した。
同年5月11日	新営庁舎の竣工を記念し、開所記念式典を挙行了。 この式典の挙行に際し、毎年5月11日を開所記念日と定めた。
平成13年3月29日	黒田記念館改修工事が竣工し、展示スペースが黒田記念室及び展示室の2室になった。
同年4月1日	東京国立文化財研究所は、奈良国立文化財研究所と統合され、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。 この独立行政法人化に伴い、東京文化財研究所は、管理部、協力調整官一情報調整室、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、国際文化財保存修復協力センターの1センター5部1協力調整官一情報調整室となった。
平成15年9月19日	黒田記念館にエレベーターを設置し、門扉、外構の改修工事を行った。
平成18年4月1日	文化財研究所組織規程の一部が改正されて、協力調整官一情報調整室は企画情報部に、芸能部は無形文化遺産部に、国際文化財保存修復協力センターは文化遺産国際協力センターとなった。
平成19年4月1日	独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所は、独立行政法人文化財研究所と独立行政法人国立博物館との統合により、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所となり、黒田記念館は、東京国立博物館に移管された。 この統合に伴い、東京文化財研究所は、美術部を企画情報部に、保存科学部と修復技術部は保存修復科学センターに統合し、3部2センターとなった

3. 歴代所長（昭和5年～平成19年度）

役 職	氏 名	期 間
主事	正木直彦	昭和 5. 6.28～昭和 6.11.24
主事	矢代幸雄	昭和 6.11.25～昭和10. 5.31
所長事務取扱	和田英作	昭和10. 6. 1～昭和11. 6.21
所長	矢代幸雄	昭和11. 6.22～昭和17. 6.28
所長事務取扱	田中豊蔵	昭和17. 6.29～昭和22. 8.15
所長	田中豊蔵	昭和22. 8.16～昭和23. 5.10
所長代理	福山敏男	昭和23. 5.11～昭和24. 8.30
所長	松本栄一	昭和24. 8.31～昭和27. 3.31
所長事務代理	矢代幸雄	昭和27. 4. 1～昭和28.10.31
所長	田中一松	昭和28.11. 1～昭和40. 3.31
所長	関野克	昭和40. 4. 1～昭和53. 4. 1
所長	伊藤延男	昭和53. 4. 1～昭和62. 3.31
所長	濱田隆	昭和62. 4. 1～平成 3. 3.31
所長	西川杏太郎	平成 3. 4. 1～平成 8. 3.31
所長	渡邊明義	平成 8. 4. 1～平成13. 3.31
(独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所に移行)		
所長	渡邊明義	平成13. 4. 1～平成16. 3.31
所長	鈴木規夫	平成16. 4. 1～平成19. 3.31
(独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所へ移行)		
所長	鈴木規夫	平成19. 4. 1～現在

4. 名誉研究員

氏 名	退 職 時 官 職 名	在 所 期 間	名 誉 研 究 員 発 令 年 月 日
登石健三	保存科学部長	昭和27.10. 1～昭和50. 4. 1	昭和53.10.18
岡畏三郎	美術部長	昭和20. 5.15～昭和51. 4. 1	昭和53.10.18
秋山光和	美術部第一研究室長	昭和16.10. 1～昭和42. 2. 1	昭和54.10.18
久野健	情報資料部長	昭和20. 5.31～昭和57. 4. 1	昭和57.10.18
横道万里雄	芸能部長	昭和28. 3.16～昭和51. 4. 1	昭和59.10.18
上野アキ	情報資料部文献資料研究室長	昭和17.11. 3～昭和59. 4. 1	昭和59.10.18
江上綏	情報資料部主任研究官	昭和38. 5.18～昭和59. 3.31	昭和59.10.18
田村悦子	美術部主任研究官	昭和22. 6.16～昭和60. 3.31	昭和60.10.18
猪川和子	情報資料部文献資料研究室長	昭和22. 6.27～昭和60. 3.31	昭和60.10.18
伊藤延男	所長	昭和53. 4. 1～昭和62. 3.31	昭和62.10.18
三隅治雄	芸能部長	昭和27.10. 1～昭和63. 3.31	昭和63.10.18
樋口清治	修復技術部長	昭和37.11. 1～昭和63. 3.31	昭和63.10.18
田實榮子	美術部主任研究官	昭和23. 3.31～平成元. 3.31	平成元.10.18
見城敏子	保存科学部物理研究室長	昭和34. 4. 1～平成元. 3.31	平成元.10.18
濱田隆	所長	昭和62. 4. 1～平成 3. 3.31	平成 3.10.18
関口正之	美術部長	昭和42. 2. 1～平成 3. 3.31	平成 3.10.18
佐藤道子	芸能部長	昭和34. 4. 1～平成 4. 3.31	平成 4.10.18
馬淵久夫	保存科学部長	昭和50.10. 1～平成 4. 3.31	平成 4.10.18
新井英夫	保存科学部長	昭和45. 9. 1～平成 5. 3.31	平成 5. 4. 1
西川杏太郎	所長	平成 3. 4. 1～平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
門倉武夫	保存科学部生物研究室長	昭和32. 4. 1～平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
三輪英夫	美術部第二研究室長	昭和53. 8. 1～平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
蒲生郷昭	芸能部長	昭和56. 4. 1～平成10. 3.31	平成10. 4. 1
中里壽克	修復技術部第一修復技術研究室長	昭和39. 4. 1～平成10. 3.31	平成10. 4. 1
宮本長二郎	国際文化財保存修復協力センター長	平成 6. 4. 1～平成11. 3.31	平成11. 4. 1
羽田昶	芸能部音楽舞踊研究室長	昭和51. 4. 1～平成12. 3.31	平成12. 4. 1
中村茂子	芸能部民俗芸能研究室長	昭和39. 7. 1～平成13. 3.31	平成13. 4. 1
増田勝彦	修復技術部長	昭和48. 8. 1～平成13. 3.31	平成13. 4. 1
米倉迪夫	情報資料部長	昭和50. 9. 1～平成13. 3.31	平成13. 4. 1
星野紘	芸能部長	平成10. 4. 1～平成14. 3.31	平成14. 4. 1
平尾良光	保存科学部化学研究室長	昭和62. 4. 1～平成15. 3.31	平成15. 4. 1
井手誠之輔	協力調整官—情報調整室長	昭和62. 7. 1～平成16. 3.29	平成16. 3.30
斎藤英俊	国際文化財保存修復協力センター長	平成11. 4. 1～平成16. 3.30	平成16. 3.31

氏 名	退 職 時 官 職 名	在 所 期 間	名誉研究員 発令年月日
西浦忠輝	保存科学部長	昭和50. 7. 1～平成16. 3.31	平成16. 4. 1
渡邊明義	所長	平成 8. 4. 1～平成16. 3.31	平成16. 4. 6
鈴木廣之	美術部日本東洋美術研究室長	昭和54. 9. 1～平成17.11.30	平成17.12. 1
青木繁夫	文化遺産国際協力センター長	昭和49. 7. 1～平成19. 3.31	平成19. 3.31

*久野健名誉研究員は、平成19年7月27日逝去

5. 2007（平成19）年度予算等

(1) 予 算

(単位：千円)

事 項	予 算 額
一般管理費	140,635
調査研究事業費	107,882
情報公開事業費	68,646
研修事業費	2,443
国際研究協力事業費	235,111
展示出版事業費	21,707
合 計	576,424

(2) 科学研究費補助金交付一覧

(単位：千円)

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究 (A)	古墳壁画の保存環境に関する研究	三浦定俊	11,570
"	高松塚古墳壁画劣化要因微生物の遺伝・表現形質等基礎データの総合的構築	佐野千絵	20,930
基盤研究 (B)	太行山脈一帯に点在する仏教石窟群の包括的保護計画策定に関する日中共同研究	岡田健	4,940
"	日本古代中世金銅仏の荘厳に関する調査研究	津田徹英	2,860
"	文化と景観およびその保護手法の研究—信仰に関わる文化的景観の調査・分析—	稲葉信子	5,720
基盤研究 (C)	効率的な防災施策提言のための地震動予測地図と文化財データベースの融合手法の構築	二神葉子	1,300
"	民俗芸能保護における「記録選択」の意義に関する調査研究	宮田繁幸	780

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究 (C)	燻蒸剤等各種殺虫・殺菌処理が文化財のタンパク質材質へ及ぼす影響の科学的検討	木川りか	1,820
”	日本絵画の彩色材料に関する分析化学的調査研究	早川泰弘	2,470
”	建築文化財における外観塗装材料の変遷と新塗料開発に関する研究	北野信彦	2,340
若手研究 (A)	文化財の透過撮影および材質調査を目的とした新しいX線検出器の開発	犬塚将英	3,900
若手研究 (B)	日本に所在する宋代彫刻の基礎的調査研究	皿井舞	500
”	大規模イベントにおける民俗芸能・祭礼の利用の実態とその影響の調査研究	俵木悟	700
”	ジェルクリーニング剤を用いたセッコ壁画表面の保存処理法に関する研究	谷口陽子	500
”	新しい展示照明光源—白色LEDに対する染料耐光性の検証	吉田直人	2,100
”	文化的景観における人と水環境の関係の研究—白川郷・五箇山の景観形成とその保存—	豊島久乃	1,800
”	江戸前期町絵師の活動状況についての研究—尾形光琳を中心に—	江村知子	2,200
”	西アジア・トランスコーカサスにおける初期農耕経済の受容過程に関する考古学研究	有村誠	1,000
特別研究員奨励費	中世法会における声明演唱法の復元的研究 —声明・雅楽の古楽譜解読による—	高桑いづみ ※研究分担者 青木静乃	700
”	古墳や洞窟遺跡の保存対策に関する研究	石崎武志 ※研究分担者 カレル・マグディ	600

(3) 受託調査研究一覧

(単位：千円)

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
関西大学博物館所蔵重要文化財 籠形土器の復原修理	川野邊渉	関西大学博物館	1,365
初代南極観測船“宗谷”の文化財的価値及び保存整備に係る調査研究	中山俊介	財団法人日本海事科学振興財団	4,095
国指定重要文化財「八窓庵」中柱の修復に関する調査研究	川野邊渉	札幌市	2,226
中国新疆ウイグル自治区および中国西域の仏教ロード沿いに分布する仏教壁画を有する石窟の現状調査	山内和也	(株) NHKエンタープライズ	2,088

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
陝西唐代陵墓石彫像保護修理事業	岡田健	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	1,778
シルクロード文化財保護フェロースhip事業	岡田健	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	11,729
文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力コンソーシアム）	清水真一	文化庁	48,000
文化遺産国際協力拠点交流事業（インドネシア歴史考古総局、インド：インド考古局）	清水真一	文化庁	25,000
文化遺産保護国際貢献事業（タンロン遺跡の保存に関する専門家の派遣）	清水真一	文化庁	725
文化遺産保護国際貢献事業（無形文化遺産保護パートナーシッププログラム）	宮田繁幸	文化庁	8,000
文化遺産保護国際貢献事業（タンロン遺跡の保存に関する専門家派遣と研修事業）	清水真一	文化庁	4,391
特別史跡キトラ古墳保存対策等調査業務	三浦定俊	文化庁	79,838
特別史跡高松塚古墳壁画保存対策等調査業務	三浦定俊	文化庁	34,442
ユネスコ／日本信託基金「バグダードにあるイラク国立博物館の保存修復室復興」	清水真一	ユネスコイラク事務所	70,000 USD
ユネスコ／日本信託基金龍門石窟保護修復プロジェクト	岡田健	ユネスコ北京事務所	20,000 USD
ユネスコ／日本信託基金事業（バーミヤン遺跡の保護：第Ⅱ期）	清水真一	ユネスコ・ユネスコカブル事務所	90,000 USD
古代シルクロードの遺産：アジナ・テパ（タジキスタン）の仏教遺跡の保護	山内和也	ユネスコアルマティー事務所 ユネスコ文化遺産局	24,881 USD
ユネスコと東京文化財研究所共催「バーミヤン遺跡保存に関する第6回専門家作業グループ国際会議」	清水真一	ユネスコカブル事務所	39,544 USD

(4) 共同研究一覧

(単位：千円)

研究課題	共同研究者	担当部局	金額	区分
航空資料保存の研究	財団法人日本航空協会	保存修復科学センター	300	受入
アフガニスタン・バーミヤン遺跡出土陶器の研究	国立大学法人金沢大学	文化遺産国際協力センター	2,000	申込
バーミヤン石窟遺構の現状記録調査のための研究	株式会社パスコ	文化遺産国際協力センター	2,476	申込

研 究 課 題	共同研究者	担当部局	金 額	区 分
バーミヤーン遺跡保存のための崖崩壊予測および地下探査に関する研究	応用地質株式会社	文化遺産国際協力センター	1,082	申込

(5) 助成金一覧

(単位：千円)

研 究 課 題	共同研究者	担当部局	金 額
バーミヤーン（アフガニスタン）出土仏典（樺皮文書）の保存修復	財団法人住友財団	文化遺産国際協力センター	2,000
京都・泉涌寺及び塔頭の造仏に関する調査・研究—京都という場における宋代美術受容の観点から—	財団法人仏教美術協会	企画情報部	300
外国人研究者招致	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	保存修復科学センター	1,500
敦煌莫高窟の保存に関する日中共同人材育成事業	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化遺産国際協力センター	5,000
龍門石窟の保存修復のための写真情報を活用した記録作成技術の開発と写真管理システムの構築	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化遺産国際協力センター	5,000
在外日本古美術品保存修復協力事業	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	保存修復科学センター	5,000

(6) 寄付金受入一覧

(単位：千円)

研 究 課 題	共同研究者	担当部局	金 額
東京文化財研究所における成果の公表（出版事業）	東京美術商協同組合	企画情報部	2,000
東京文化財研究所における研究事業の助成	東京美術倶楽部	企画情報部	2,000

年度内主要事業一覧

期 日	事 業 名
07. 4.20	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第1回）
07. 5.17	自己点検評価・外部評価委員ヒアリング
07. 6. 1	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第2回）
07. 6. 6	文部科学省独立行政法人評価委員会国立文化財機構部会（東京国立博物館）
07. 6.20	文部科学省独立行政法人評価委員会国立文化財機構部会（奈良文化財研究所）
07. 7. 9～ 7.20	博物館・美術館等保存担当学芸員研修
07. 7.20	文部科学省独立行政法人評価委員会国立文化財機構部会（九州国立博物館）
07. 7.21～ 9. 2	共催展「近代日本洋画の巨匠 黒田清輝展」（平塚市美術館）
07. 8.10	文部科学省独立行政法人評価委員会国立文化財機構部会
07. 9.10～ 9.14	国際研修「漆の保存と修復」研修効果の評価セミナー
07.10.29	保存担当学芸員フォローアップ研修
07.10.30～11. 4	黒田記念館特別公開
07.11. 2～11. 3	第41回オープンレクチャー「人とモノの力学」
07.11.19	保存修復科学センター研究会「文化財の生物劣化対策の研究」
07.12. 6	第21回国際文化財保存修復研究会「保存処置後のモニタリング」
07.12. 7	第2回無形民俗文化財研究協議会
07.12.12	無形文化遺産部公開学術講座（国立文楽劇場）
07.12.21	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第3回）
08. 1. 9	文化遺産国際協力コンソーシアム研究会「リビング・ヘリテージの国際協力」
08. 1.20～1.22	バーミヤーン遺跡保存事業に関する第6回専門家作業グループ国際会議・公開シンポジウム「バーミヤーン遺跡保存の現在」
08. 1.25	第21回近代の文化遺産の保存修復に関する研究会「航空機の保存と活用」
08. 2. 5～2. 7	第31回文化財の保存・修復に関する国際研究集会「文化財を取り巻く環境の調査と対策」
08. 2.18	文化遺産国際協力コンソーシアム総会・シンポジウム「文化遺産の国際協力と人材育成」
08. 2.27	第1回伝統的修復材料および合成樹脂に関する研究会「漆芸品に用いられた金属の劣化」
08. 3. 3	保存修復科学センター研究会「文化財の保存環境の研究」
08. 3.12～ 3.13	第1回アジア無形文化遺産保護研究会
08. 3.12～ 3.14	アジア文化遺産国際会議（ウズベキスタン）

6. 独立行政法人文化財研究所の中期目標

(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定に基づき、独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という。）が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

我が国の長い歴史の中で、生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠かすことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎となるものである。我が国の優れた伝統文化を守り、伝え、発展させていくことは、文化政策の重要な課題であり、文化財に関する調査・研究の成果を生かしながら、文化財を大切に保存し次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用を図り、多くの国民が文化財に対する理解を深め、親しめるようにしていくことが重要である。

文化財研究所は、我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を未来の人々に適切に継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成する重要な役割を担っている。

このような役割を果たすため、文化財研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

なお、「平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」（平成17年12月24日行政改革推進本部決定）を受け、国立博物館との統合を予定しており、両法人が有する人的・物的資源を最大限に活用し、国民の共通財産である文化財の保存及び活用を一層効率的かつ効果的に推進する観点から、事務及び事業の見直しについて検討すること。

I 中期目標の期間

文化財研究所が実施する業務は、多種多様な文化財の特質の解明や文化財に関する膨大な資料の収集・整理・分析等に多大の労力と時間を必要とするため、成果が得られるまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 文化財に関する調査及び研究の推進

文化財に関する以下の調査及び研究を行い、貴重な文化財を未来の人々に適切に継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与すること。

(1) 文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査及び研究や、総合的な視点に基づく文化財の調査研究手法の開発等を推進することにより、国及び地方公共団体における文化財保護施策の企画立案及び文化財の評価等に係る業務の基盤を形成することに寄与すること。

特に、文化財保護法の改正によって新たに保護の対象となった文化財に関する調査及び研究を推進し、今後の指定等の業務に係る基礎的な知見を形成すること。

(2) 最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究を通じて、文化財の保存・修復に係る技術・技法や材料の開発・評価等を推進し、文化財の保存や修復の質的向上に寄与すること。

(3) 国や地方公共団体の要請に応じて、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急性の高い文化財の保存・修復に係る実践的な調査及び研究を実施すること。

2 文化財の保存・修復を通じた我が国の国際貢献への寄与

文化財の保存・修復に関する国際協力の拠点としての位置づけを明確化するとともに、その機能の充実に努めること。また、研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークの構築、アジア諸国等における文化財の保存・修復協力、技術移転・専門家養成等の支援等、有機的・総合的な事業展開を行い、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与すること。

3 調査研究成果の積極的な発信による社会への還元

調査及び研究の成果について、迅速な報告書の発行、利用価値の高いデータベースの構築等により、適時適切な公表を推進するとともに、一般公開施設について、研究公開の場としての機能を明確にし、公開機会の拡大及び施設の有効活用を図ることにより、研究者をはじめ広く社会に還元すること。

4 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

地方公共団体や大学、研究機関とのネットワークや連携協力体制を構築し、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を図り、我が国全体の文化財の収集・展示、調査及び研究の質的向上に寄与すること。また、地方公共団体等の指導者層を主たる対象とする高度な研修事業や、若手研究者の育成に寄与するため実践的な連携大学院教育を実施し、今後の我が国の文化財保護における中核的な人材を育成すること。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、経費の合理化を図ること。また、財源の多様化を図るとともに、運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、特殊業務経費を除き、5年間で一般管理費は15%以上、業務経費は5%以上の削減を図ること。

また、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むこと。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

積極的に外部研究資金、施設使用料等、自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

1 人事管理（給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。

また、効率的かつ効果的な調査研究を行うため、任期付き研究員制度の導入など、非公務員のメリットを活かした制度を活用すること。

2 長期的な展望のもとに施設・設備整備計画を作成し、整備を推進すること。

7. 独立行政法人文化財研究所の中期計画

(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人文化財研究所が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人文化財研究所は、我が国の文化財保護行政の基盤を支え、貴重な国民的財産である文化財の恒久的な保存・活用を図ることを目的として、文化財全般を対象とした基礎的・体系的な調査・研究及び文化財の保存等に関する科学技術を活用した先端的・実践的な研究を行うとともに、文化財保護施策における新たな課題や緊急性・重要性の高い調査・研究を実施する。

また、調査・研究成果の国民に対する迅速な公開と文化的活用、文化財の調査・保存等に関する専門指導者層を主たる対象とした研修、専門的技術者の養成及び地方公共団体等への専門的・技術的な協力・助言等を行う。

さらに、国際的な文化財の保存等に関する我が国の拠点として、国内外の機関と連携した国際共同研究やアジア諸国を対象とした文化財の保存・修復事業を実施するとともに、専門家養成に関する支援など、文化財を通じた国際協力を積極的に推進する。

これらの目的達成のため、東京文化財研究所、奈良文化財研究所において、それぞれ下記のとおり調査・研究及び業務を遂行する。

(東京文化財研究所)

我が国の有形文化財、無形文化財及び民俗文化財の基礎的な調査・研究、文化財一般の保存・活用に資するための科学技術を活用した先端的な調査・研究と文化財の修復に関する技術的・実践的な調査・研究を行うとともに、地方公共団体や全国の博物館等あるいは文化財の保存に係る修復現場からの要請に応じた専門的な協力・助言及び主として専門指導者層を対象とした研修、調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を積極的に推進する。

(奈良文化財研究所)

遺跡・建造物・庭園等土地に結びついた文化財及び南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古寺社等における文化財の調査・研究を行うとともに、全国各地の発掘調査等に対する協力・助言及び埋蔵文化財に係わる専門指導者層を主たる対象とした研修、飛鳥資料館・平城宮跡資料館等における調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を積極的に推進する。

また、文化財の保護に関する国際協力を推進するため、東京文化財研究所と奈良文化財研究所に分散配置されている文化財国際協力部門の統合・集約化を図り、諸外国と文化財の保存・修復等に関する国際共同研究を行うとともに、アジア諸国を対象とした保存・修復技法、遺跡整備に関する技術移転、専門家養成に関する支援事業を実施し、対象国の文化財保護事業の確立を支援する。さらに文化財に係わる国際情報の収集・発信などを実施するとともに調査・研究成果等の公表を積極的に推進する。

なお、「平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」（平成17年12月24日行政改革推進本部決定）を受け、国立博物館との統合を予定しており、両法人が有する人的・物的資源を最大限に活用し、国民の共通財産である文化財の保存及び活用を一層効率的かつ効果的に推進する観点から、事務

及び事業の見直しについて検討する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 文化財に関する調査及び研究の推進

(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

① 文化財保護法の一部改正に伴い新たに保護対象となった文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査・研究を実施し、今後の指定をはじめとする保護施策に関する資料と指針を提供する。

② 我が国の有形文化財及びそれに関わる諸外国の文化財に関し、以下の課題に重点的に取り組む。

i 日本を含む東アジア地域における美術の価値形成の多様性の解明

ii 我が国における近現代美術の歴史の解明

iii 美術や文化財に対する理解を深めるための美術の創作のプロセスの解明

iv 古都所在寺社所蔵の歴史資料・書跡資料等に関する原本調査を通じた日本の歴史、文化の研究

v 歴史的建造物の保存・修復・活用に関し重点物件に係る調査・研究を通じた基礎データの収集整理・公開

③ 我が国の古典芸能及び伝統的工芸技術等の無形文化財の伝承実態を把握するとともに、その伝承・公開の基礎となる技法・技術を明らかにする。

④ 我が国の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など無形民俗文化財の現在における伝承の実態、伝承組織、公開のあり方等を明らかにするとともに、各地の保存団体や保護行政担当者等とこれら研究成果及び問題意識の共有化を図り、「無形民俗文化財の映像記録作成ガイドライン（仮称）」等の指針を作成し公表する。

⑤ 平城京、藤原京、飛鳥地域を中心とした我が国及び関連する中国・韓国等諸外国の遺跡の発掘調査並びに共同研究を行うとともに、出土品・遺構の調査・研究及び庭園等に関する基礎的な調査・研究を実施し、それにより古代日本の都城の構造及び建造物の様式並びに瓦・陶磁器・金属器等の手工業生産技術の実態やその変遷過程、庭園等の変遷過程、飛鳥地域の歴史等の解明に寄与する。

⑥ 遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究、技術開発の推進及び整備事例のデータベース化等により、個々の遺跡の現況に応じた適切な保存修復・整備に資する。また、これに関連して、平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関する調査・研究を行い、文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に関して、専門的・技術的な協力・助言を行う。

(2) 文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する以下の研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

① 光に対する物性を利用した高精細のデジタル画像を形成する手法に関する調査・研究を行い、文化財の色や形状・肌合いなどを正確かつ詳細に再現することを目指す。

② 小型可搬型機器の開発研究及び応用研究を行い、文化財の材質調査をその場で行えるようにする。また、有機化合物の物質同定を目的とした新規手法の検討及びその応用研究を行い、金属文化財や顔料など無機化合物に関する元素分析及び構造解析手法の確立等を目指す。

③ 遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究等を行い、全国における遺跡調査・研究の質的向上と発掘作業の効率化に資する。

④ 木質古文化財の年輪年代測定等を進め、考古学・建築史・美術史の研究に資する。

⑤ 遺跡出土の動植物遺体や古土壌の考古科学的分析により、過去の生業活動の解明と環境復元を行う。

(3) 科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する先端的調査研究等の推進

最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究として以下の課題に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

- ① 生物被害を受けやすい木質文化財（社寺等建造物、彫刻など）の劣化診断や被害防止対策を確立する。
- ② 環境の調査手法、モデル実験やシミュレーション技術を用いた環境の解析手法の確立のための研究及び実践を行い、文化財を取り巻く保存環境の現状を把握し、改善することに資する。
- ③ 屋外文化財の保存・修復の手法を確立する。また、文化財の防災についてその予防と被災後の情報収集を行い、文化財防災のネットワーク化の一層の推進を図る。
- ④ 考古資料の材質・構造の調査法に関して、特にレーザーラマン分光分析法や高エネルギーX線CT・CR法の実用化を図る。また、考古資料の保存・修復に関する実践的な研究を実施する。
- ⑤ 伝統的修復材料や合成樹脂などの物性、製作技法、利用技法に関する調査・研究をもとに、修復材料・技法の評価及び開発を行う。また、海外の文化財保存担当者を対象に、日本の修復材料の使用法や修理技術に関する研修等を行い本国での基本的な作品の取り扱いや保存処理に反映させる。
- ⑥ 近代の文化遺産に特徴的な鉄、コンクリート、プラスチックなどの複合素材および技法について国際共同研究を実施し、その成果をもとに国内所在の近代文化遺産の保存・修復に関する手法を開発する。

(4) 我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

2 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進

文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

(1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。また、国内の研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア諸国において文化財の保存・修復事業を推進する。

(2) 諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に進める。また、アジア諸国の文化財保護担当者や保存・修復専門家などの人材養成に関する支援事業を国内外で実施するとともに、人材養成に必要な教材や教育手法に関する研究開発を行う。

3 調査研究成果の積極的な発信による社会への還元

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びそれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としてのデータベースの充実を図る。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を平成17年度の実績以上刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためホームページの充実を図り、ホームページアクセス件数を前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

(3) 黒田記念館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。入館者数については、前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

(4) 文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティア事業を運営するとともに、各種ボランティアに対して、活動機会・場所の提供等の支援を行う。

(5) 奈良県の「平城遷都1300年記念事業」にあわせ、平城京についてのこれまでの調査・研究成果を活かした展示・公開事業を行う。

4 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。

(2) 埋蔵文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等で中核となる文化財担当者に埋蔵文化財に関する研修及び保存科学に関する保存担当芸員研修を実施する。なお、参加者等に対するアンケート調査を行い、80%以上の満足度が得られるようにする。

また、東京芸術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育を実施し、若手研究者の育成に寄与する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、経費の合理化を図ること。また、財源の多様化を図るとともに、運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、下記に掲げる業務の効率化を進め、特殊業務経費を除き、5年間で一般管理費は15%以上、業務経費は5%以上の削減を図る。

(1) 両文化財研究所における共通業務の見直し及び事務のOA化、ITの利活用、外部委託の推進等による一般管理部門の効率化

(2) 効果的な人員配置、外部人材の活用、業務の外部委託の推進等、業務の見直しによる研究・事業部門の効率化

(3) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクルの推進、ペーパーレス化の推進による経費節減

(4) セミナー室等の積極的な活用、展示公開施設におけるミュージアムショップの運営等、施設の有効利用の推進

2 「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」を踏まえ、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度と比して5年間で5%以上の削減を図る。

また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、地場賃金の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与等への反映等に取り組む。

3 法人の自己点検評価のあり方について検討し、外部有識者による評価を含めた適切な自己点検評価を実施するとともに、評価結果を法人運営の改善に反映させる。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

(1) 予算（中期計画の予算）

別紙のとおり。

(2) 収支計画

別紙のとおり。

(3) 資金計画

別紙のとおり。

(1) 予算（中期計画の予算）

平成18年度～平成22年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	14,215
施設整備費補助金	6,117
展示事業等収入	213
受託収入等	130
計	20,675
支 出	
一般管理費	2,275
うち人件費	1,073
うち物件費	1,202
研究・事業費	12,153
うち人件費	5,076
うち調査研究事業費	3,798
うち情報公開事業費	796
うち研修事業費	111
うち国際研究協力事業費	1,561
うち展示出版事業費	811
施設整備費	6,117
受託事業費	130
計	20,675

【人件費の見積り】

期間中総額 5,439百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

【脚注】

- ・上記の他、奈良文化財研究所の本館改築に伴う移転経費及び特別展示・公開事業に係る経費が追加される見込みである。
- ・施設整備費補助金の金額については、平成19年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算している。

(2) 収支計画

平成18年度～平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	15,470
經常経費	15,470
一般管理費	2,170
うち人件費	1,073
うち物件費	1,097
研究・事業費	11,536
うち人件費	5,076
うち調査研究事業費	3,467
うち情報公開事業費	727
うち研修事業費	101
うち国際研究協力事業費	1,425
うち展示出版事業費	740
受託研究費	130
減価償却費	1,634
収益の部	15,470
運営費交付金収益	13,493
展示事業等の収入	213
受託収入等	130
資産見返運営費交付金戻入	159
資産見返物品受贈額戻入	1,475

(3) 資金計画

平成18年度～平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	20,675
業務活動による支出	13,836
投資活動による支出	6,839
資金収入	20,675
業務活動による収入	14,558
運営費交付金による収入	14,215
展示事業等による収入	213
受託収入等	130
投資活動による収入	
施設整備費補助金による収入	6,117

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、6億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

奈良文化財研究所本館改築計画の実施に伴い取り壊し予定。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、調査・研究、国際協力、情報公開及び展示出版の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

① 職員の適正な配置と計画的な人事交流を推進する。また、効率的かつ効果的な調査研究を行うため、任期付き研究員制度の導入など、非公務員のメリットを活かした制度を活用する。

② 職務能率の維持・増進

ア 福利厚生 of 充実

イ 職員の能力開発等の推進

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 5,439百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

(参考2)

- ・ 期初の常勤職員数 126人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 126人

- 2 下記を含めた施設・設備の整備を計画的に推進する。
奈良文化財研究所本館改築

8. 平成19年度独立行政法人国立文化財機構に係る年度計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、平成19年4月1日付け19庁財第号で認可を受けた独立行政法人国立文化財機構中期計画に基づき、平成19年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1)-1 適時適切な収集

各館の収集方針に沿って、鑑査会議等で収集案を作成し、外部有識者からなる買取協議会の意見を踏まえて収集する。また、文化財の散逸や海外流出を防ぐため、内外の研究者、学芸員、古美術商等との連携を図り、迅速かつ的確な情報収集にも努め、それらを収集活動に効果的に反映していくよう取り計らう。

(東京国立博物館)

日本を中心として広く東洋諸地域の文化の体系的陳列を目指し、絵画、書跡、彫刻、工芸、考古、歴史資料の中から重点的に購入する。

(京都国立博物館)

京都文化を中心とした絵画、彫刻、書跡、陶磁器、染織品、漆工芸品、金工品、考古資料、歴史資料の中から重点的に購入する。

(奈良国立博物館)

仏画、仏像、経典・仏教関係書跡等、仏教工芸、仏教考古資料の中から重点的に購入する。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸国との文化交流を中心とした美術、考古及び歴史・民族資料等の中から重点的に購入する。

(1)-2 寄贈・寄託品の受け入れ及びその積極的活用

寄贈品及び寄託品の受け入れについては、文化庁とも連携を図り、登録美術品制度の活用や、相続税の猶予措置の創設を手始めとする税制面での環境整備を進めるなど、積極的に働きかける。

(東京国立博物館)

平常展に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、寄託品数2,400件を目標とする。

(京都国立博物館)

平常展に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、寄託品数6,000件を目標とする。

(奈良国立博物館)

平常展に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、寄託品数1,960件を目標とする。

(九州国立博物館)

文化交流展示に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、寄託品数350件を目標とする。

(2)-1 収蔵品の管理・保存

収蔵品の適正な管理に努めるとともに、耐震対策を計画的かつ速やかに実施し、保存・活用のための環境整備を図る。

(東京国立博物館)

1) 本館収蔵庫の整備計画を作成しつつ、既存収蔵庫のセキュリティ強化、環境改善の工事を実施する。

2) 列品存在確認作業（棚卸）を継続して計画的に実施する。

3) 歴史資料・和書・古写真・ガラス乾板等の旧資料部関係品を整理し、列品として編入するための作業を進める。

4) 収蔵品の保存と展示に関する環境について全館的視野にたつて調査研究を進め、環境データの解析・蓄積を行う。

5) 収蔵品の生物被害を防止するため、統合的有害生物防除管理手法の徹底を図る。

6) 展示場及び収蔵庫における地震対策の再検討と改善を図る。

(京都国立博物館)

1) 平常展示館建替事業(百年記念館(仮称))の一環として建設された東収蔵庫を活用し、収蔵品の保存環境の充実を図る。

2) 特別展示館(重要文化財 旧帝国京都博物館)の耐震調査を実施し、地震対策を検討する。

(奈良国立博物館)

1) 文化財保存修理所を円滑に運用するため、文化財の積極的保存を図る。

2) 収蔵庫及び展示場の適正な温湿度管理の徹底を図る。

3) 本館及び仏教美術資料研究センターの耐震調査を進める。

(九州国立博物館)

1) IPM(総合的有害生物管理)導入により、文化財の生物被害防止を図る。

2) 全館的視野にたつた陳列品の展示・保存環境に係る調査研究を進め、環境データの蓄積・解析を行う。

3) 博物館科学・保存修復諸室を円滑に運用し、文化財の積極的保存を図る。

(2)-2 保存環境の調査研究の実施

保存カルテの作成及び空調稼働時と休止時の変化が文化財の保管状況に与える影響の調査研究を進める。

(東京国立博物館)

1) 美術、工芸、考古、歴史資料及び民族資料の保存カルテを年500件程度作成する。

2) 収蔵庫、展示室の温湿度など保存環境に関する年次報告を整備する。

3) 輸送中の文化財に生じる振動及び衝撃に関する計測と調査を実施する。

(京都国立博物館)

収蔵品の保存カルテを年100件程度順次作成する。

(奈良国立博物館)

収蔵品の各部門の保存カルテを年100件程度作成する。

(九州国立博物館)

1) 収蔵品の保存カルテを年200件程度作成する。

2) 館内の温湿度・空気質など保存環境に関するデータを蓄積する。

(3)-1 収蔵品の修理

修理、保存処理を要する収蔵品等については、外部の専門家等との連携の下、緊急性の高い収蔵品から順次、計画的に修理する。

(東京国立博物館)

1) 国宝・重要文化財の中長期修理計画を策定する。

2) 作品の応急修理に積極的に取り組み、劣化の予防に努め、70件程度の本格修理を実施する。

3) 保存修復関係資料(前年度修理実施分)のデータベース化を図る。(100件程度)

(京都国立博物館)

1) 修理が必要な収蔵品のうち、緊急性の高いものについて修理する。(10件程度)

2) 文化財保存修理所修復資料のデータベース化を図る。(250件程度)

(奈良国立博物館)

1) 修理が必要な収蔵品のうち、緊急性の高いものについて修理する。(4件程度)

2) 文化財保存修理所の積極的活用を図る。

- 3) 修理部門工房を文化財保存修理所に移設統合し、効率的な運用を図る。
- 4) 修理資料のデータベース化の調査を実施する。

(九州国立博物館)

1) 文化交流展示室に陳列するために必要な文化財のうち、緊急性の高いものについて修理する。(8件程度)

- 2) 博物館科学・保存修復諸室の積極的活用を図る。
- 3) 修理資料のデータベース化の調査を実施する。

(3)-2 科学的な技術を取り入れた修理

伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術を取り入れた修理を実施する。

(東京国立博物館)

1) 紙本作品の繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
2) 修理前あるいは修理中に、蛍光X線分析、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(京都国立博物館)

1) 紙本作品の繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
2) 修理前あるいは修理中に、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(奈良国立博物館)

1) 紙本作品の繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
2) 修理前あるいは修理中に、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
3) 古墳出土の甲冑片、武具等鉄製品のX線撮影及び実測図作成を順次進め、材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(九州国立博物館)

1) 紙本作品の繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
2) 修理前あるいは修理中に、顕微鏡、デジタルスコープによる観察を行い、蛍光X線分析、X線回折、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

(1) 展示の充実

東京、京都、奈良、九州4館の特色を生かし、再度、国立博物館を訪れたくなるような魅力ある平常展や特別展を実施する。

① 平常展

展観事業の中核と位置づけ、特集陳列等の充実を図る。また、作品キャプションについては全てに英語訳を付するとともに、時代背景等をわかりやすく伝えるために展示テーマごとの解説の充実を図り、その外国語訳に努める。

(東京国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施(年200回程度)

イ 陳列総件数 約6,000件

ウ 「仏像の道 インドから日本へ」の新たな陳列を企画実施する。

エ 東洋館平常展のリニューアルを引き続き検討する。

オ 本館「日本美術の流れ」をはじめとする日本美術関係の展示、平成館の日本考古展示の更なる充実を図る。

カ 外国語パンフレットをよりわかりやすくりニューアルする。

1) 特集陳列

○新収品

- ・平成18年度新収品（6月19日～7月16日）

○日本美術

- ・水滴—動物や野菜をかたどった水入れ(4月10日～7月1日)
- ・黒田記念館 黒田清輝の作品Ⅰ(4月10日～5月6日)
- ・屏風(4月24日～6月3日)
- ・能「杜若」の面・装束(4月24日～6月17日)
- ・海外所在の日本美術品修復(5月15日～5月27日)
- ・琉球の工芸(5月29日～9月17日)
- ・根来塗—朱漆の美(6月12日～9月17日)
- ・天皇の書—宸翰からみる書風の変遷—(6月19日～8月19日)
- ・能「加茂」の面・装束(6月19日～8月19日)
- ・天皇の書—宸翰からみる書風の変遷—(6月19日～8月19日)
- ・親と子のギャラリー「博物館のおもちゃ箱」(7月3日～9月24日)
- ・板碑—中世の供養塔—(7月10日～10月28日)
- ・黒田記念館 黒田清輝の作品Ⅱ(11月4日～12月2日)
- ・キリシタン(8月21日～9月30日)
- ・能「山姥」の面・装束(8月21日～10月21日)
- ・東洋の名品—唐物(9月11日～10月8日)
- ・アイヌの祈り(9月19日～12月16日)
- ・描くやきもの・・・奔放なる鉄絵の世界(9月26日～12月16日)
- ・寛永の三筆とその書流(10月10日～11月18日)
- ・歌舞伎衣裳(10月23日～12月24日)
- ・舞楽装束(12月26日～20年2月17日)
- ・正月展(仮)(20年1月2日～1月27日)
- ・アイヌの文様(20年1月2日～3月30日)
- ・甦る天平の宝—正倉院宝物模造(20年1月2日～2月24日)
- ・高野コレクション(20年1月22日～3月2日)
- ・館蔵能面名品撰(20年2月5日～3月2日)
- ・近代洋画の黎明—お雇い外国人が伝えたもの(20年2月5日～3月16日)
- ・保存修復展(20年2月13日～3月23日)
- ・能「箆」の面・装束(20年2月19日～4月6日)
- ・お雛様と人形(20年2月26日～4月6日)
- ・絵巻(20年3月11日～4月6日)
- ・桜(20年3月25日～4月6日)

○考古相互貸借

- ・考古相互貸借(仮称)(19年12月11日～2月3日)

○歴史資料

- ・日本の博物学 雛形に学ぶ(4月24日～6月3日)
- ・日本の博物学 古写真-記録と記録-(6月5日～7月1日)
- ・日本の博物学 博物図譜-真の姿を探る-(7月3日～8月26日)
- ・日本の博物学 災害と情報(8月28日～10月8日)
- ・日本の博物学 江戸をみる-徳川将軍家と江戸城-(10月10日～11月11日)
- ・日本の博物学 日本を歩く-蝦夷・北海道編-(11月13日～12月16日)

- ・日本の博物学「文化財―調査と保護―」(20年1月2日～2月17日)
- ・日本の博物学「東京帝室博物館歴史部の変遷」(20年2月19日～3月30日)

○東洋美術

- ・15・16世紀インドネシア半島のやきもの(3月6日～5月27日)
- ・拓本の世界―3館所蔵善本碑帖展―高島菊次郎中国碑コレクション(4月17日～7月1日)
- ・朝鮮王朝の生活の美(5月22日～7月16日)
- ・クメール王国のやきものと金属器(5月29日～8月26日)
- ・パティック―インドネシアの更紗(5月29日～8月26日)
- ・敦煌出土裂Ⅰ 幡と夾纈平絹(5月29日～8月26日)
- ・古代中国の貨幣(6月5日～9月2日)
- ・高島菊次郎氏寄贈中国書画―槐安居コレクション―(7月3日～9月2日)
- ・朝鮮の団扇と扇子(7月18日～9月2日)
- ・敦煌出土裂Ⅱ 描絵平絹・綾(8月28日～11月18日)
- ・インドの細密画(8月28日～1月18日)
- ・イカット(8月28日～11月18日)
- ・漢時代の明器―ミニチュア模型にみる2000年前のくらし―(9月4日～12月2日)
- ・中国書画精華(9月4日～10月28日)
- ・高麗翡色青磁の誕生(9月4日～12月2日)
- ・墨蹟―流れ圓悟を中心に―(10月30日～12月27日)
- ・西アジアのガラス器(11月20日～20年1月27日)
- ・カシミヤ・ショール(11月20日～20年1月27日)
- ・古代中国の鏡(12月4日～20年3月2日)
- ・吉祥―歳寒三友(20年1月2日～1月27日)
- ・山本達郎氏寄贈東南アジア彫刻コレクション(20年2月13日～5月5日)
- ・西アジア遊牧民の染織(20年2月13日～5月5日)
- ・端物切本帳(20年2月13日～5月5日)
- ・封泥(20年3月4日～6月1日)

○保存科学

- ・保存修復展(20年2月13日～3月23日)

○親と子のギャラリー

- ・博物館のおもちゃ箱(19年7月3日～9月24日)
- ・版でつくる(19年11月27日～12月24日)

2) 文化庁関係企画

- ・「新指定品展」(仮称)(4月24日～5月6日)

3) その他企画

- ・「博物館に初もうで」(20年1月2日～1月27日)

(京都国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施(年50回程度)

イ 陳列総件数 約1,600件

ウ 時機に応じた京都文化を中心とした独創的な特集陳列を企画し、実施する。

エ 活発な収集を通じ、常に新しい資料の発掘に努め、平常展の充実を図る。

オ 特集陳列

京都文化の真髄を伝える宮廷・古社寺伝来の文化財を中心に展示する。

- ・「新収品展」(6月20日～7月29日)

- ・「後宇多法皇入山700年記念 大覚寺の名宝」(8月8日～9月17日)
- ・「能楽と美術」(10月11日～11月11日)
- ・「館蔵品のはじまり—京都博物館からの贈りもの—」(11月21日～12月24日)
- ・「社寺伝来の名刀」(20年1月2日～2月11日)
- ・「清水隆慶—老いらくのてんごう—」(20年1月2日～3月30日)
- ・「雛まつりとお人形」(20年2月23日～3月30日)

(奈良国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施(年19回程度)

イ 陳列総件数 約600件

ウ 活発な収集と新しい資料の発掘により平常展の充実を図る。

- ・西新館 考古・絵画・書跡・工芸部門の平常展示
- ・本館(1～13室)彫刻部門の平常展示
- ・本館(14室・15室)中国青銅器の平常展示
- ・「注目の逸品」を適時選定する。

エ 特別陳列により平常展の充実を図る。

独創的な研究テーマ及び地域に密着した研究テーマによる特別陳列の充実

- ・「文化庁新収品展」(仮称)(7月14日～8月19日)
- ・「おん祭と春日信仰」(仮称)(12月1日～1月14日)
- ・「お水取り」(2月2日～3月16日)

オ 親と子のギャラリー

- ・「色と彩」(仮称)(7月14日～8月19日)

(九州国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施(年110回程度)

イ 陳列総件数 約1,200件

ウ 平常(文化交流)展の部分的なりニューアルによって充実を図る

・関連展示室7「遣唐使とシルクロード」内の遣唐使船積荷模型展示コーナーをより広く改造し、来館者に快適なものにする。

- ・関連展示室6「かね・すず・たいこ」内に仮面を中心とする展示を行う。

エ 特集陳列により、独創的なテーマおよび地域に密着したテーマを掘り下げる(日程はいずれも予定)。

- ・「インドの工芸(仮称)」(関連展示室9 7月3日～9月24日)
- ・「タイの工芸(仮称)」(関連展示室9 9月26日～12月23日)
- ・「異界の妖精 アジア民族(仮称)」(関連展示室9 1月1日～3月31日)
- ・「修理仏画御披露目陳列(仮称)」(関連展示室11 10月11日～11月18日)
- ・「朝鮮通信使(仮称)」(関連展示室11 11月20日～12月24日)
- ・「はなやかな騎馬文化の世界 笹塚・双六古墳出土品重要文化財指定記念(仮称)」

(基本展示室Ⅱテーマ 6月19日～1月7日)

- ・「斐世清がみた日本(仮称)」(基本展示室Ⅱテーマ 20年1月8日～3月31日)
- ・「水中考古学(仮称)」(場所・時期とも未定)
- ・「東シナ海をめぐる交易(仮称)」(場所・時期とも未定)
- ・「九州の近世陶磁(仮称)」(場所・時期とも未定)

オ 他国語対応のガイドブックの作成

- ・英語・中国語・韓国語版の文化交流展示室のガイドブックを作成する。

② 特別展

海外展「醍醐寺展」(ドイツ連邦共和国国立芸術展覧会ホール・20年3月7日～7月6日)

1100年余りに及ぶ長い歴史を持つ真言密教の寺である醍醐寺に焦点をあて、絵画、書跡、彫刻、工芸といった多様な分野にわたる代表的な寺宝200件余りを選定してドイツ・ボンにおいて展示する。これにより、日本仏教ないし密教の歴史と多様な日本仏教美術の姿を広くヨーロッパの人々に紹介し、日本の古代文化の優れた一面を理解いただこうとするものである。

(東京国立博物館)

目標入場者数97万人

ア「レオナルド・ダ・ヴィンチ—天才の実像」(19年3月20日～6月17日)目標入場者数50万人

ルネサンスの巨匠、レオナルド・ダ・ヴィンチの傑作「受胎告知」(フィレンツェ・ウフィッツ美術館蔵)を日本で初公開し、あわせてレオナルド・ダ・ヴィンチの手稿の写しやそれらをもとに制作されたさまざまな模型や映像などを展示することにより、レオナルド・ダ・ヴィンチの芸術と科学に関する広範な試みを紹介する。

イ 足利義満六百年遠忌記念「京都五山 禅の文化」展(19年7月31日～9月9日)目標入場者数10万人

五山とは中国にならって禅宗の大寺五つを選んで格付けた制度であり、京都五山は五山の上の南禅寺、および第一位天龍寺以下相国寺、建仁寺、東福寺、万寿寺をいう。鎌倉時代から室町時代にかけて、朝廷や幕府の庇護を受けて繁栄をきわめ、中国風の禅文化が興隆した。京都五山の禅の文化が生み出した禅僧の肖像、墨蹟、水墨画、仏像など、ふだん拝観できない宝物の数々を展示する。

ウ 大徳川展(仮称)(19年10月10日～12月2日)目標入場者数25万人

徳川家康からはじまる江戸幕府15代の将軍それぞれにスポットをあて、肖像画や武器・武具・衣装などの遺品によって各将軍の個性と業績をたどるとともに、将軍家や御三家に伝わった宝物を一堂に集め、江戸の武家文化を形成した徳川家のすべてを紹介する。尾張徳川家に伝来した「源氏物語絵巻」も特別出品される。

エ 宮廷のみやび—近衛家1000年の名宝(20年1月2日～2月24日)目標入場者数12万人

近衛家は藤原北家の流れを汲み、五摂家の筆頭で公卿第一の名門。その当主で、内閣総理大臣であった近衛文麿が設立した陽明文庫には、千年あまりにわたって伝えられた宝物が収蔵されている。陽明文庫のコレクションを中心に、明治の初年に宮廷に献上された宝物などを含めた近世までの近衛家の名宝を一挙に公開する。

(京都国立博物館)

目標入場者数9万人

ア「金峯山埋経一千年記念 藤原道長 一極めた栄華・願った浄土—」(4月24日～5月27日)目標入場者数2万人

金峯山埋経1千年を記念し、金峯山経塚からの出土品を中心に、道長が極めた栄華と、願った浄土の様相、さらには末法思想の展開を同時代の美術、工芸品及び考古遺品等から探る。

イ「狩野永徳」(仮称)(10月16日～11月18日)目標入館者数7万人

桃山時代を代表する画家、狩野永徳の遺作を中心に、彼を陰で支えた父・松栄や弟・宗秀、後継者である息子の光信・孝信、弟子である山樂らの作品や資料をテーマ別に展示し、永徳やその周辺画家たちの活動の実体を明らかにすると同時に、狩野派画家の魅力を紹介する。

(奈良国立博物館)

目標入場者数22万人

ア「神仏習合」(4月7日～5月27日)目標入館者数3万人

近年の研究成果を踏まえつつ、「神仏習合」のはじまりから本格的展開までを紹介する。仏像、仏画、工芸品等、約200件を展示する。

イ「院政期の絵画」(9月1日～9月30日)目標入館者数1万人

ウ「第59回正倉院展」(予定)目標入場者数18万人

奈良時代の優れた文化財を鑑賞するまたとない機会として、正倉院に保管される聖武天皇御遺愛の品々や、東大寺大仏開眼会で用いられた法具・調度・楽器などの宝物から約70数件を借り受け、公開展示する。

(九州国立博物館)

目標入場者数38万人

ア「未来への贈りもの—中国泰山石経と浄土教美術」(4月10日～6月10日) 目標入場者数10万人
未法の世の中であって、経典を後世の人々へ伝えようとする思いは、国と時代、方法の違いはあっても同じだった。今から約千五百年前の中国と約千年前の日本の作品を中心に、贅と美を尽くした仏教芸術の精華を一堂に会する。

イ「日本のやきもの」(7月7日～8月26日・予定) 目標入場者数5万人

世界最古の土器の一つである縄文土器から現代の伝統陶芸にいたるまでの、日本の陶磁器の各時代、各地域の名品を展覧し、世界に誇る日本陶磁の技と美を紹介するものである。文化庁の海外展事業の一環として、ポルトガルに送り出す前に公開する。

ウ「西本願寺展(仮称)」(9月22日～11月18日・予定) 目標入場者数15万人

浄土真宗本願寺派の本山である西本願寺は、平成23年(2011年)、宗祖親鸞聖人750回大遠忌法要を迎える。そこで、九州国立博物館開館2周年を記念する展覧会として、西本願寺にゆかりの美と文化遺産を、従来にない規模で紹介する。

エ「京都五山 禅の文化(仮称)」(20年1月1日～2月24日・予定) 目標入場者数8万人

足利義満遠忌600年を記念し、鎌倉時代から室町時代にかけて華開いた京都の禅文化を紹介するもの。京都五山をはじめ五山派の禅宗寺院にのこる優品を展示し、日本文化史上、京都五山が果たした大きな役割を示す。東京国立博物館との共同主催。

③ 展覧会広報活動の取組み

法人としての広報活動を展開する。

- ・法人概要、年報を作成する。
- ・法人ウェブサイトを運用する。

(東京国立博物館)

平常展の活性化に重点をおいた広報活動を行う。

- 1) 「東京国立博物館ニュース」の発行・配付(年6回)
- 2) ウェブサイトのリニューアル及びウェブサイトによる情報提供(更新年300回以上)
- 3) 広報・宣伝制作物の企画・制作・配布等
- 4) 年間スケジュールリーフレットの制作・配付
- 5) 「総合案内パンフレット」(7か国語)「フロアガイド」(4か国語)等パンフレットの制作・配付
- 6) マスコミ媒体と連携した広報活動の展開
- 7) 電子メールマガジンの配信
- 8) モバイルサイトの開発を検討する

(京都国立博物館)

- 1) 「博物館だより」の発行・配布(年4回)
- 2) 「News Letter」(英文)の発行・配布(年4回)
- 3) 年間スケジュールリーフレット「催事案内」の発行・配布
- 4) 特集陳列チラシの作成・配布
- 5) ウェブサイトによる情報提供(日本語、英語)(常時更新)
- 6) モバイルサイトによる情報提供(常時更新)
- 7) 「展示案内」リーフレット(6か国語)の作成・配布
- 8) マスコミ媒体と連携した広報活動の展開

(奈良国立博物館)

- 1) 平常展の魅力に重点化した博物館だよりを発行する。(年4回)
- 2) 電子メールサービスによる展覧会及びイベント情報の発信。

3) メディア及び公共交通機関との協力による広報の充実を図る。

4) 年間スケジュールリーフレット「催事案内」の発行・配布

5) 特集陳列チラシの作成・配布

6) ウェブサイトによる情報提供（日本語、英語）（常時更新）

（九州国立博物館）

1) 外国語のガイドブックを刊行する。

2) 特別展の実施に伴う広報・宣伝材料の制作

3) マスコミ媒体と連携した広報活動の展開

4) 「九州国立博物館季刊情報誌アジアージュ」の発行（年4回）

5) ウェブサイトによる情報提供（日本語・英語）（常時更新）

6) 地元の自治体・商工団体・観光団体等と連携した広報活動の展開

7) 九州観光推進機構を通じた海外への広報・営業活動の展開

④ 黒田記念館所蔵作品の公開機会拡大

（東京国立博物館）

特集陳列「黒田記念館 黒田清輝の作品」を開催（4月10日～5月6日、11月4日～12月2日）し、所蔵作品の公開機会を拡大する。

(2) 日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解促進

日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解促進を図り、国立博物館としてふさわしい教育普及事業に重点化する。

① 学習機会の提供

（東京国立博物館）

1) ナショナルセンターとしてふさわしい教育普及事業を実施する。

・先導的事業のモデル化及び実践

・「みどりのライオン」プロジェクトの実施

「みどりのライオン」プロジェクトを通して、表慶館を教育普及センターと位置づけ、日本の歴史・文化及び東洋文化の理解促進を図る。

2) 学校との連携事業を推進する。

・スクールプログラム（鑑賞支援・就業体験）の実施

・全国高等学校美術・工芸教育研究会との連携事業の実施

・全国歴史教育研究協議会（日本史・世界史）との連携事業の実施

・教員内見会の実施

3) 文化財を分かりやすく理解するための講座・講演会等を実施する。

4) 列品解説・月例講演会・テーマ講演会・連続講座等を実施する。

5) 東京藝術大学との連携事業を継続して実施する。

6) キャンパスメンバーズ（大学会員制度）による大学との連携を継続して実施する。

（京都国立博物館）

1) 小・中学生向け作品解説シート（博物館ディクショナリー）を毎月継続して作成し、京都市内の小中学校に全校配布する。

2) 博物館ディクショナリーをウェブサイトに掲載し、充実を図る。

3) 教員及び外国人からモニターを委嘱し、提言を受けるとともに学校教育への博物館利用を図る。

4) 展示・収蔵品に関連する土曜講座を開催する。

5) 夏期講座を開催する。

6) 京都大学大学院人間・環境学研究科の歴史文化社会論講座を担当する。

7) 京都橘大学との連携事業を継続して実施する。

8) キャンパスメンバーズ（大学会員制度）を継続し、大学との連携を図る。

(奈良国立博物館)

- 1) 奈良県内小中学校220校にメールマガジンを配信する。
- 2) 奈良市内小学校5年生を対象に生涯学習授業を実施する。
- 3) 教員向けの講座を開き博物館理解促進を図る。
- 4) 展示品に関するサンデートークを随時実施する。
- 5) 特別展等の際してシンポジウム及び講座を開催する。
- 6) 夏期講座を開催する。
- 7) 特別陳列に因み、伝統的行事を体験する催しを実施する。
- 8) 放送大学の面接授業を実施する。(約150名)
- 9) 奈良女子大学及び神戸大学との連携講座を継続して実施する。
- 10) キャンパスメンバーズ（大学会員制度）を拡充し、大学との連携を図る。

(九州国立博物館)

- 1) 博物館における体験型事業の充実を図る。
 - ・教育普及ゾーンで活用する様々な教育キットの開発
 - ・幅広い層に向け体験活動の促進を図るため、教育活動の場を提供
 - ・博物館科学施設等において、博物館の諸活動を体験できるプログラムの開発
 - ・アジア諸国の文化を理解する様々な体験学習プログラムの開発
- 2) 家族向けに平常展を利用したPDA（携帯情報端末）によるプログラムを開発する。
- 3) 学校教育との連携事業を実施する。
 - ・ジュニア学芸員(高校生)事業の実施
 - ・博物館活用の促進を図るため、教員研修の場の設置
 - ・博物館の理解促進を図るため、社会体験活動の場の設置
- 4) シンポジウムを開催する。
- 5) 特別展記念講演会を開催する。
- 6) ギャラリートークを随時実施する。
- 7) 文化施設等へ講師を派遣する。
- 8) 展示をより理解するための講座を開催する。
- 9) 近隣大学等と文化財保存技術に関する共同研究を計画する。
- 10) 放送大学の面接授業を実施する。(5人)
- 11) 近隣大学との連携を図るため、キャンパスメンバーズ（大学会員制度）を導入する。

②-1 ボランティア活動の支援

(東京国立博物館)

- 1) 各種教育普及事業の補助活動の充実を図る。
- 2) ボランティア自身による自主的な企画立案による活動の充実を図る。
- 3) 各種解説ツアーを実施する。

(京都国立博物館)

- 1) 大学（京都橘大学）との学術交流による解説ボランティアを実施する。
- 2) 調査研究ボランティアを募集し、各種事業活動の充実を進める。

(奈良国立博物館)

- 1) ボランティアを受け入れ、展示解説、インフォメーション、学習普及事業補助等の充実を図る。
- 2) ボランティアに対する指導助言体制を充実するとともにボランティアに対する研修の充実を図る。
- 3) ボランティア同士のグループ別学習の充実を図る。

(九州国立博物館)

1) ボランティアを受け入れ、展示解説、教育普及、館内案内、外国語通訳、IPM（総合的有害生物管理）及びイベントの充実を図る。

2) ボランティアに対し継続的な基礎研修・専門研修を実施する。

3) ボランティア同士のグループ別学習の充実を図る。

②-2 博物館支援者の増加

企業との連携及び「友の会」活動の活性化を図る。

1) 「友の会」等の会員制度によるリピーターの養成に努める。

2) 「友の会」会員を対象とした事業を実施する。

3) 企業等と連携し、広報活動やイベントによる博物館の認知度向上に努める。

4) 公共交通機関等とのタイアップによる広報の充実を図る。

(東京国立博物館)

1) 賛助会員制度の継続・拡充を図る。

2) 地域、企業との連携・拡充を図る。

(京都国立博物館)

1) 支援団体が行う文化財の鑑賞会・見学会等に協力する。

2) 企業等との連携により、施設を活用したイベントの実施及び広報活動の充実を図る。

(奈良国立博物館)

1) 賛助会員制度の継続・拡充を図る。

2) 地域、企業との連携・拡充を図る。

(九州国立博物館)

1) 賛助会員制度を設置し、会員の獲得に努める。

2) 財団や近隣地域等と連携したイベントの実施及び広報活動の充実を図る。

(3) 快適な観覧環境の提供

① 観覧環境の整備プログラム等の策定

(東京国立博物館)

1) 18年度に作成した点字解説等を配布する。

2) 多国語による案内及び誘導サイン等を順次整備する。

3) より快適な観覧環境を構築するため、展示照明を順次整備する。

4) 4カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語）パンフレットを継続して制作する。英語版パンフレットに関しては、より分かりやすい内容に改めたものを配布する。順次、中国語・韓国語パンフレットについても配布を検討する。日本語パンフレットについては、内容を再検討する。

5) 特別展において音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、入館者に対するサービスの向上を図る。

(京都国立博物館)

1) 快適な観覧環境を提供するための平常展示館の建替プログラムを推進する。

2) 6カ国語（日本語、英語、仏語、中国語、韓国語、西語）リーフレットを継続して制作する。

3) 特別展において音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、入館者に対するサービスの向上を図る。

(奈良国立博物館)

1) 快適な観覧環境を提供するための展示施設の計画的な整備を実施する。

2) 7カ国語（日本語、英語、独語、仏語、西語、中国語、韓国語）リーフレットを継続して制作する。

3) 混雑が予想される展覧会について、陳列品の配置や音声ガイドの解説場所等の工夫を行い、展覧会場の快適な環境維持に努める。

(九州国立博物館)

1) 快適な観覧環境を提供するための展示施設等の調査・分析及び検討を進める。
2) 7カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語）リーフレットを継続して制作する。

3) 特別展において音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、入館者に対するサービスの向上を図る。

② 一般入館者の満足度調査及び専門家の批評聴取

一般入館者、専門家を対象に満足度調査を定期的実施し、調査結果を展示等に反映させるほか、必要なサービスの向上に努める。

（東京国立博物館・京都国立博物館・九州国立博物館）

入館者のニーズを引き出すため入館者調査を実施し、その結果を改善に生かす。

（京都国立博物館・奈良国立博物館）

特別展等に関し、専門家の展覧会評を求め、広報誌等に掲載する。

③ ミュージアムショップやレストラン等館内環境の充実

ミュージアムショップやレストランの利用者等の意見を把握し、関係者との協議のうえ、利用者サービスの向上に努める。

（東京国立博物館）

1) ミュージアムショップの改装に当たって、企画・デザインに協力する。

（京都国立博物館）

1) オリジナルグッズを開発し、サービス向上に努める。

2) レストラン利用者にアンケート調査を行いサービス向上に努める。

（奈良国立博物館）

1) オリジナルグッズを開発し、サービス向上に努める。

2) レストランメニューを改善し、サービス向上に努める。

3) 我が国における博物館のナショナルセンターとしての機能の強化

(1) 調査研究の成果の発信

（東京国立博物館）

1) 博物館情報アーカイブを運用し、収蔵品・調査研究等に関する情報公開の充実を図る。

2) 国際的な講演・研究集会を開催する。

3) 紀要・図版目録等を刊行する。

4) 修理報告書を刊行する。

5) 法隆寺献納宝物調査概報を刊行する。

6) 研究誌「MUSEUM」（年6回）を刊行する。

（京都国立博物館）

1) 平安仏教とその造形（仮題）に関するシンポジウムを開催し、その報告書を刊行する。

2) 特別展覧会「狩野永徳」に因む国際シンポジウムを開催（11月3日）する。

3) 研究紀要「学叢」を刊行する。

4) 社寺調査報告書を刊行する。

5) 文化財修理報告書を刊行する。

（奈良国立博物館）

1) 研究紀要「鹿園雑集」を刊行し、ウェブサイトで公開する。

2) 正倉院展に因むシンポジウムを開催する。

3) 国際的な講演・研究集会を開催する。

4) 文化財修理報告書刊行のため、資料整理等を実施する。

5) 調査、研究活動実績をパネル等で公開する。

(九州国立博物館)

- 1) 研究紀要「東風西風」の刊行
- 2) 国際的な講演・研究集会の開催
- 3) 文化財修理報告書刊行及び教育普及事業活用のための資料整理等
- 4) 保存修復活動の成果を教育普及事業に反映させる。

(2) 海外研究者の招聘

(東京国立博物館)

- 1) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を促進する。(7人程度)
- 2) 外国人研究員・外国人研修生を受け入れる。(2人程度)
- 3) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(7人程度)

(京都国立博物館)

- 1) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を推進する。(5人程度)
- 2) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(1～2人)
- 3) 諸外国における国際会議へ積極的に参加する。

(奈良国立博物館)

- 1) 国際交流協定を締結している博物館を中心として、海外の博物館との交流を活発に行う。
- 2) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を推進する。(6人程度)
- 3) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(6人程度)

(九州国立博物館)

- 1) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を促進する。(5人程度)
- 2) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(1人程度)
- 3) 国際交流活動推進へ向けての基盤を整備するとともに海外博物館等との交流並びに調査を実施する。

(3) 保存修理者への研修プログラム

(京都国立博物館)

修理事業者を対象とした特別展覧会開催に合わせた研修会を開催する。

(奈良国立博物館)

修理事業者と協力し研修会を開催する。

(九州国立博物館)

- 1) 修理事業者を対象とした研修会を開催する
- 2) 修理業者と協力し、研修会を開催する

(4) 収蔵品の貸与

(東京国立博物館)

- 1) 国内の博物館等で開催する展覧会へ収蔵品を約1,000件貸与する。
- 2) 長崎歴史文化博物館の平常展示のため、引き続き約80件を長期貸与する。
- 3) 海外の美術館・博物館等で開催する展覧会へ約60件を貸与する(海外交流展出品作品を含む)
- 4) 韓国国立中央博物館の平常展示のため、引き続き95件を長期貸与する。
- 5) 国内の公私立博物館と考古資料の相互貸借を実施する。
- 6) 収蔵品貸与拡充の一環として、特別協力を行う。

富山市佐藤記念美術館開催「東京国立博物館広田不孤斎コレクション 茶の湯の名品」(11月10日～12月24日)

7) 東京国立博物館が収蔵する台湾・東南アジア・大洋州の民族資料約2000件を九州国立博物館に管理換し、一層の活用を図る。

(京都国立博物館)

国内外の博物館等へ収蔵品を貸与する。(約160件)

(奈良国立博物館)

国内外の博物館等へ収蔵品を貸与する。(約100件)

(九州国立博物館)

収蔵品の充実に努め、貸与の体制を整備する。

(5) 公私立博物館・美術館等に対する援助・助言の推進

公私立の博物館・美術館が開催する展覧会及び運営等の援助・助言をする。

(東京国立博物館)

公立の博物館・美術館等が開催する展覧会に対する指導、助言等を行う。新規貸与館に対する環境調査は、東京文化財研究所と協力して指導助言を行う。

(京都国立博物館)

公立の博物館・美術館等が開催する展覧会の企画・展示等に協力する。

(奈良国立博物館)

公立の博物館・美術館等が開催する展覧会に対する指導、助言等を行う。

「国宝 鑑真和上展」(福岡市博物館 7月14日～9月2日)

(九州国立博物館)

公私立博物館・美術館等に対する指導・助言等を行う。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

① 文化財保護法の一部改正に伴い新たに保護対象となった文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査・研究を実施し、今後の指定をはじめとする保護施策に関する資料と指針を提供する。

ア 文化的景観に関するケーススタディーとして高知県四万十川流域の調査研究を行うとともに、文化庁が実施する文化的景観の分布調査に協力し、景観の体系化や保護策に関する研究を行う。

イ 民俗技術に関して、都道府県・市町村における保護の現状に関して調査を行い、資料を収集する。(④と一体で実施)

② 我が国の有形文化財及びそれに関わる諸外国の文化財に関し、以下の課題に重点的に取り組む。

ア 日本を含む東アジア地域における美術の価値形成の多様性を解明するために、報告書を平成19年度に刊行することを目指して、近年の記録媒体や分析手法等の進展に対応しながら調査研究し、美術史研究の資料学的基盤を整備、確立して、国内外の研究交流を行う。

イ 我が国における近現代美術の歴史を解明するために、報告書を平成20年度に刊行することを目指して、日本の近現代美術に関する研究資料を収集、整理し、総合的な視点に基づく研究手法を開発するとともに、多様化する現代美術の動向に関する調査研究を行い、基礎資料を形成する。

ウ 美術の創作のプロセスを解明して、美術や文化財に対する理解を深めるために、報告書を平成22年度に刊行することを目指して、文化財に関する諸分野と連携しながら、基礎的なデータを収集、蓄積し、制作過程や技法、材料の歴史的変遷を明らかにする調査研究を行う。

エ 日本の歴史、文化の源流等の実態を探るため、古都所在寺社が所蔵する歴史資料・書跡資料等に関する調査結果の報告書及びデータベースを作成することを目指し、今年度は興福寺、東大寺、唐招提寺、薬師寺等の所蔵資料の原本調査、記録作成を行うとともに、調査成果の一部を公表する。

オ わが国の文化財建造物の保存・修復・活用に向けた歴史的建造物、伝統的建造物群及び近代化遺産等に関する基礎データを蓄積し、分析・研究を行うとともに、古代建築の今後の保存と復原に資するため、古代建築の諸構法についての再検証を行い、得られた成果を整理するとともに、一部の公開を図る。

③ 平成22年度に無形文化財の伝承実態に関する報告書を刊行することを目指し、19年度は、無形文化財

に関する既存の音声・映像記録の情報を集積しデータベースの構築に努めるとともに、それを一般に公開する鑑賞会を実施する。さらに能楽における小道具、文楽における下座の実態調査、全国の歌舞伎関係資料の調査を実施する。また伝統芸能のなかで、伝承の変化の著しい謡曲、講談の記録作成を行う。

伝統芸能以外の分野においては、工芸技術を中心に基本文献や映像資料等の収集を行う。

また、無形文化遺産分野についての国際的研究交流として、近隣諸国との研究交流を実施する。

④ 我が国の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など無形民俗文化財の現在における伝承の実態、伝承組織、公開のあり方等について考察し、平成22年度に報告書を刊行することを目指して、平成19年度は、無形民俗文化財の現在における伝承実態、伝承組織、公開のあり方等について、現地調査公開実態調査等を実施し、データの蓄積を図る。また、無形民俗文化財研究協議会を実施し、その成果を報告書にまとめる。さらに、「無形民俗文化財の映像記録作成」小協議会を実施し、その成果を『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』（仮称）としてまとめて刊行し、関係機関に配布する。

⑤ 国家の形成過程や当時の生活実態の解明に向けて、遺跡の発掘調査、出土品・遺構等に関する調査研究及び文化財建造物に関する基礎的調査研究を実施する。

ア 平城京跡及び飛鳥・藤原京跡について、古代都城の実体解明のため本年度は以下の地区の発掘調査を実施する。

（平城京跡）平城宮跡東院地区・東方官衙地区、興福寺大乘院、西大寺旧境内ほか

（飛鳥・藤原京跡）藤原宮跡朝堂院地区、石神遺跡、甘樫丘東麓遺跡ほか

イ 出土遺物及び遺構に関する調査、分析、復原的研究を総合的・多角的に実施することを目的として、平成19年度及び平成19年度以前の発掘により出土した出土遺物（木製品・金属製品・土器・土製品・木簡・瓦等）の分類分析研究及び保存処理を実施するとともに遺構の研究を行う。そしてその成果の一部を『平城宮大極殿の復原に関する調査研究1』等として刊行する。

ウ アジアにおける古代都城遺跡、生産遺跡、墓制及び陶磁器に関する調査研究並びに研究協力について、北魏洛陽城等に関する中国社会科学院考古研究所との共同研究、中国の生産遺跡（唐三彩窯跡及び生産品）に関する河南省文物考古研究所との共同研究、隋唐墓に関する遼寧省文物考古研究所との共同研究、日本の古代都城並びに韓国古代王京に関する韓国国立文化財研究所との共同研究を協定に基づいて実施する。

エ 平安時代以降の発掘庭園を中心にした調査・研究を行う。平成19年度は平安時代前期の遺構について情報収集・調査を行うとともに、研究会を行う。

オ 飛鳥時代の壁画古墳についての調査研究を行うとともに、東アジアにおける工芸美術史研究の一環として、鏡や梵鐘を中心とした工芸品の調査を行う。また、飛鳥時代木造建築遺物の研究として、山田寺出土部材の研究を行う。

⑥ 遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究、技術開発の推進及び整備事例のデータベース化等により、個々の遺跡の現況に応じた適切な保存修復・整備に資する。

また、これに関連して、平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関する調査・研究を行い、文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に関して、専門的・技術的な協力・助言を行う。

ア 遺跡の保存・整備・活用に関する研究の一環として遺跡の保存・整備計画段階から整備後におけるまでの遺跡の公開・活用に関する調査研究を行うとともに、遺構の露出展示を伴う整備例の資料収集とデータベース化を進める。

イ 遺構の安定した公開・展示を行うことを目的とした事前調査法、保存技術ならびに監視技術の開発的研究の一環として、遺跡の水分状態や石材の劣化状態を把握する技術の応用研究、平城宮跡遺構展示館等における遺構安定化薬剤の実地試験に取り組む。

ウ 平城宮跡、藤原宮跡について、公開活用及び整備の具体的方策を研究し、文化庁が行う平城宮跡第一次大極殿正殿復原をはじめとする整備・公開・活用に関して、専門的・技術的な援助・助言を行う。また、研究成果を『遺跡の管理運営体制および整備活用手法に関する類例調査報告書』として刊行する。文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取

り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

(2) 文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する以下の研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

① 光に対する物性を利用した高精細デジタル画像を形成する手法に関し、文化財の色や形状・肌合いなどを正確かつ詳細に再現し、公開することを目指して、調査・研究を行う。

② 可搬型蛍光X線分析装置による彩色文化財の材質調査を推進するとともに、有機染料分析のための光学的調査方法の基礎的検討を行う。また、文化財の材質構造に関する調査・助言を行う。

③ 遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究等を行い、全国における遺跡調査・研究の質的向上と発掘作業の効率化に資する。

ア 遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究等の一環として、官衙関連遺跡および豪族居宅遺跡の資料収集を行い、官衙や豪族居宅と認定するための指標、およびそれらの遺跡の発掘調査において抽出すべき基本的属性について調査研究を進め、収集し属性分析した資料をデータベース化し、順次一般公開する。

イ 地方官衙遺跡と豪族居宅遺跡に関する研究集会を実施し、全国におけるこの種の遺跡調査の質的向上を図る。

ウ 遺跡の測量・探査における新たな技術の有効利用法を研究し、全国の遺跡調査の質的向上と発掘作業の効率化に資するべく、機器の更新と実地テストを通じたデータの収集と分析をおこなう。

④ 遺跡出土木材、木造建築物、木造美術工芸品などの年輪年代測定を実施し、考古学、建築史学、美術史、歴史学研究に資する。とりわけ、当研究所で開発したマイクロフォーカスX線CTやデジタル画像による非破壊年輪年代測定法は、非破壊を原則とする文化財調査にとって理想的な調査手法であるので、これを積極的に活用して実施事例の拡充を図る。また、非破壊年輪年代測定法の対象範囲をさらに広げるべく新規の技術開発についても取り組み、知的財産権を確保する。これらの上記研究成果を、国内外で開催される学会、学術論文、各種報告書などに発表する。

⑤ 動植物遺存体による環境考古学的研究の継続を行うと共に、第一次中期計画の成果品である動物骨格図譜、『動物考古学の手引き』のさらなる追加・補遺編の編集を行う。また、各種計測機器、マイクロスコープを活用して実験品や出土骨に残る加工痕の観察方法を確立し、骨角器製作技術の研究を推進する。さらに中国、韓国の縄文から弥生時代に併行する時期の遺跡の発掘に積極的に参加して、これまで国内の遺跡で開発してきた微細遺物選別法の指導、東アジア世界の中での農耕・牧畜の起源とその伝播に関する比較研究を行う。

(3) 科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する先端的調査研究等の推進

最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究として以下の課題に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

① 生物被害を受けやすい木質文化財（寺社等建造物、彫刻など）の劣化診断や被害防止対策の確立のため、調査研究を行う。最終年度に報告書を刊行する。

② 環境の調査手法、モデル実験やシミュレーション技術を用いた環境の解析手法の確立のための研究及び実践を行う。最終年度に報告書を刊行する。

③ 韓国と日本国内の石造・木質文化財調査を行い、磨崖仏などの劣化要因究明及び修復材料・技術の開発を日韓共同で行う。文化財防災情報システムから地震や台風など過去の災害を対象に調査を行う。また、システムを活用して防災体制の整備に役立てる。

④ 考古資料の材質・構造の調査法に関して、特にレーザーラマン分光分析法や高エネルギーX線CT・CR法の実用化を図る。また、考古資料の保存・修復に関する実践的な研究を実施する。

ア 考古遺物の完全非破壊非接触分析法としてのレーザーラマン分光法の応用をめざし、標準試料および考古遺物のラマンスペクトルの収集蓄積ならびにデータベースの構築を継続するとともに、短波長レーザーの応用可能性の検討をおこなう。

イ 高エネルギーX線CT法およびX線CR法を応用し、考古遺物の内部構造ならびに材質推定法の基礎的研究をおこなう。

ウ 繊維製遺物や漆製遺物などの有機質遺物の分析法の実用化とデータベース作成をおこなう。

エ 木製遺物に対する超臨界溶媒乾燥法の基礎的研究と実用化をめざし、強化含浸薬剤の検討ならびに乾燥条件の基礎データの集積と検討をおこなう。

オ 遺跡および遺物の保存修復の現状と課題を広く検討するため、保存科学研究集会を開催する。

⑤ 文化財修復材料の現地試料収集及び自然科学的な分析などの調査を行う。建造物文化財などの修復に使用された合成樹脂の劣化状態を調査する。今までの漆の研修を受講した海の文化財保存担当者を対象に、帰国後の保存修復活動などについてのシンポジウムを開催し、研修効果の評価を行う。在外の日本古美術品を対象に事前調査及び修復を行い、修復後、展示活用する。さらに、専門家を現地に派遣して修復を行う。

⑥ ドイツ技術博物館との共同研究に関する打ち合わせ及び欧米での修復事例調査を行う。

船の科学館・手宮機関車庫などでの劣化調査、かかみがはら航空宇宙博物館・大樹町航空宇宙実験施設での測定データの回収と評価、日本航空協会所蔵の青焼き図面の劣化調査と資料収集を行う。

(4) 我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

文化庁が行う高松塚古墳・キトラ古墳の壁画の調査及び保存・活用に関して技術的に協力する。

(5) 有形文化財に係る調査研究

① 収集・保管のための調査研究の実施

次に掲げる収集・保管に関わる研究を実施し、有形文化財にかかる保存に寄与する。

(東京国立博物館)

1) 特別調査法隆寺献納宝物(第27次)「聖徳太子絵伝」第2回

2) 特別調査「書跡」第4回(17年度写経1回、18年度写経2回実施)

3) 特別調査金地屏風の金箔地についての調査研究—尾形光琳風雷神屏風を中心に

4) 応挙館障壁画の復元に関する調査研究

5) 館蔵の漢籍・洋書に関する基礎的研究

6) 館蔵博物図譜の調査研究(研究成果公開促進費補助金〈継続〉申請中)

7) 日本における木彫像の樹種と用材観に関する調査研究(科学研究費補助金・申請中)

8) 江戸幕府旧蔵資料の総合的研究(科学研究費補助金)

9) 日本古代手工業史における埴輪工人編制の変遷と技術移転からみた古墳時代政治史の研究(科学研究費補助金)

10) 書画料紙の加工法及び保存に関する基礎的研究(科学研究費補助金・申請中)

11) ガンダーラの仏教寺院の伽藍配置と遺物に関する研究

12) 文化財の恒久的保存と持続的公開を具現化する博物館トータルケアシステムの構築(科学研究費補助金・申請中)

13) 環境保存に関する研究

14) 耐震性の高い展示手法に関する研究

15) 大型油彩画のロール状保存と木枠に張り込まない展示手法法の開発に関する調査研究

(京都国立博物館)

1) 近畿地区(特に京都)社寺文化財の調査研究

2) 平安仏教とその造形に関する調査研究

- 3) 江戸時代京焼の技術基盤に関する研究 (科学研究費補助金)
 - 4) 五山禅宗寺院に伝わる典籍の総合的な調査研究—建仁寺両足院所蔵本を中心に— (科学研究費補助金)
 - 5) 近世漆工芸基礎資料の研究—高台寺蒔絵を中心に— (科学研究費補助金)
 - 6) 仏教における衣服の寄進と再利用に関する基礎的研究—袈裟、打敷、幡— (科学研究費補助金)
 - 7) 日本における木の造形的表現とその文化的背景に関する総合的考察 (科学研究費補助金 申請中)
 - 8) 建仁寺両足院に所蔵される五山文学関係典籍類の調査研究 (科学研究費補助金 申請中)
 - 9) 仏像における玉眼技法の誕生とその前提としての水晶加工技術に関する基礎的研究 (科学研究費補助金申請中)
- 10) 修復文化財に関する資料収集及び調査研究
- 11) 永徳に関する調査研究 (客員研究員)
- 12) 近世絵画に関する調査研究 (客員研究員)
- 13) 文化財情報に関する調査研究 (客員研究員)
- 14) 訓点資料としての典籍に関する調査研究 (客員研究員)
- 15) 彫刻に関する調査研究 (客員研究員)
- (奈良国立博物館)
- 1) 南都諸社寺等に関する計画的な調査研究等を実施
 - 2) 大和古代寺院出土遺物の研究を帝塚山大学考古学研究所との共同研究として実施
 - 3) 仏教美術の光学的調査研究 (東京文化財研究所との共同研究)
 - 4) 仏教美術写真収集及びその調査研究
 - 5) 我が国における仏教美術の展開と、中国・韓国の仏教文化が及ぼした影響の研究
 - 6) 当館所蔵品についての調査研究 (客員研究員)
 - 7) 統一新羅期の道具瓦集成 (科学研究費補助金申請中)
 - 8) 古墳時代中期における対外交渉の特質と地域圏の形成・展開過程 (科学研究費補助金申請)
 - 9) 日本国内における仏教美術の基礎的調査研究並びに海外の博物館美術館との研究交流 (研究助成申請)
 - 10) 仏教美術とその周辺領域を含めた図書の整備・調査研究 (研究助成申請)
 - 11) 密教工芸の材質研究 (研究助成申請)
 - 12) 文化財の光学的調査と情報共有に関する基礎的調査研究 (研究助成申請)
- (九州国立博物館)
- 1) 日本とアジア諸国との文化交流に関する調査研究
 - 2) 文化財の材質・構造等に関する共同研究 (客員研究員)
 - 3) 博物館における文化財保存修復に関する研究 (客員研究員)
 - 4) 彩色水浸文物の保存科学的研究—中国江蘇省泗水王陵出土文物の保存— (科学研究費補助金)
 - 5) 弥生時代後期～古墳時代の墳墓大量出土ベンガラについての基礎的研究 (科学研究費補助金)
 - 6) 室町時代の中国文物の受容に関する調査研究 (科学研究費補助金)
 - 7) 日本近世宗門改制度に関する基礎的研究 (科学研究費補助金)
 - 8) 高度デジタル化技術を駆使した文化財の保存と活用—九州における文化財情報の新基盤— (科学研究費補助金・申請中)
 - 9) 九州地域における文化財の保存と活用のための基盤調査 (科学研究費補助金・申請中)
 - 10) VR画像を活用した日本装飾古墳デジタルアーカイブの構築 (科学研究費補助金・申請中)
 - 11) 中世東アジアの工芸技術に関する比較研究 (科学研究費補助金・申請中)
 - 12) 我が国の文化財保存修理システム構築のための基礎的研究 (科学研究費補助金・申請中)
 - 13) 中世日本の国際貿易の展開と文化的価値体系の比較的研究 (科学研究費補助金・申請中)
 - 14) 博物館危機管理としての市民協同型IPM システム構築に向けての基礎研究 (科学研究費補助金・申請中)

15) 銅鼓絵画の人類考古学的研究—鼓面裏に絵画を持つ特異なヘーガーIV式銅鼓を中心に—(科学研究費補助金・申請中)

16) 博物館におけるX線CTスキャンデータの活用(科学研究費補助金・申請中)

17) 古代東南アジアにおける三尊像図像の研究—タイ・ミャンマーの図像を中心に—(科学研究費補助金・申請中)

18) 16世紀日本絵画における粉本使用の基礎調査(科学研究費補助金・申請中)

19) 五胡十六国時期を中心とする中国北方地区の墓制に関する基礎的研究(科学研究費補助金・申請中)

20) 九州遺跡GISデータベース(科学研究費補助金・申請中)

21) 超高精細大容量画像の安全・ダイナミック表示総合システムの開発(科学技術振興機構)

② 公衆への観覧を図るための研究

次に掲げる公衆への観覧を図るための調査研究を実施し、有形文化財の活用を図る。

(東京国立博物館)

1) 博物館環境デザインに関する調査研究

2) 博物館美術教育に関する調査研究

3) 博物館教育・普及事業の事例分析と日本の伝統文化に関する先駆的教育・普及理論の構築(科学研究費補助金)

4) 博物館におけるイベントの教育普及的効果に関する分析と実践的イベント論の構築(科学研究費補助金・申請中)

5) 日本の伝統文化のための視聴覚機器の利用方法に関する研究(科学研究費補助金・申請中)

(京都国立博物館)

1) 妙心寺本坊、塔頭(麟祥院及び衡梅院)に所蔵されている文化財の調査研究により、特別展覧会「妙心寺展」(仮称)の開催に反映する。

2) 輸出漆器に関する調査研究により、特別展覧会「蒔絵 ～マリー・アントワネットも愛した日本の漆工芸～」(仮称)の開催に反映する。

3) 本満寺境内蓮乗院廟の発掘調査に伴う出土品の整理により、特別展覧会「日蓮展」(仮称)の開催に反映する。

(奈良国立博物館)

1) 平安仏教とその造形に関する調査研究成果の一部を「院政期の絵画」展に反映させる。

2) 南都諸社寺等に関する計画的な調査研究成果の一部を「神仏習合」展並びに特別陳列「おん祭と春日信仰(仮称)」及び「お水取り」に反映させる。

3) 我が国における仏教美術の展開と中国・韓国の仏教文化が及ぼした影響の調査研究成果の一部で、平常展の充実を図る。

4) 仏教美術の光学的調査研究成果を蓄積し、一部を親と子のギャラリー「色と彩(仮称)」に反映させる。

(九州国立博物館)

高齢者・障害者・外国人の利用者に対しての、展示の内容・方法、施設整備、管理運営面からの改善、改修方策についての調査研究

5 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進

文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

(1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。また、国内の研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア諸国において文化財の保存・修復事業を推進する。

① 世界遺産委員会や無形遺産委員会等の国際会議に出席して情報を収集するとともにヨーロッパ連合内

の文化財保護制度等の調査を行う。アジア地域の文化財保護機関と連携して国際ワークショップを開催し、報告書をまとめる。また、国際協力に関する国内ワークショップを開催する。

② 文化財の保存修復事業及び国際共同研究事業を以下のように実施する。

ア カンボジア・アンコール遺跡群のタ・ネイ遺跡及び西トップ寺院遺跡において建築史的、考古学的、保存科学的調査を実施する。タイ・スコタイ遺跡及びアユタヤ遺跡では、生物被害に関する保存科学的調査研究を行う。ベトナム・ミソン遺跡では、環境計測を実施する。

イ 龍門石窟の文化財保存に関する保存科学的現地調査を実施する。西安唐代陵墓石彫像の保存修復事業を西安文物保護修復センターと共同で実施する。また、敦煌莫高窟壁画保存と制作技法に関する現地調査及び研究を実施し、報告書を作成する。

ウ アフガニスタン（主としてバーミヤーン）及びイラクの文化財保存修復協力事業を実施し、また、あわせて周辺地域の文化財調査研究を実施し、西アジア諸国等における文化財の保存協力事業に役立てるとともに、これらの成果について報告書を作成する。

(2) 諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に進める。また、アジア諸国の文化財保護担当者や保存・修復専門家などの人材養成に関する支援事業を国内外で実施するとともに、人材養成に必要な教材や教育手法に関する研究開発を行う。

ア 中国、アフガニスタン、イラク等の考古学、建造物保存専門家及び歴史資料保存専門家養成研修を国内並びに現地で実施する。

イ 国際協力機構、ユネスコアジア文化センター等が実施する研修への協力を行う。

6 情報発信機能の強化

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びそれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としてのデータベースの充実を図る。

① ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。

② 文化財に関する専門的アーカイブの拡充を図る。

③ 文化財関係資料や図書の収集・整理・公開・提供について充実するよう努める。

④ 文化財情報電子化の研究に基づき、データベースの充実を図る。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を平成18年度の実績以上刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためホームページの充実を図り、ホームページアクセス件数を前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

① 定期刊行物の刊行

○ 『東京文化財研究所年報』

○ 『東京文化財研究所概要』

○ 『東文研ニュース』

○ 『美術研究』（年3冊）

○ 『日本美術年鑑』（年1冊）

○ 『無形文化遺産研究報告』

○ 『無形民俗文化財研究協議会報告書』

○ 『保存科学』（年1冊）

○ 『奈良文化財研究所紀要』

- 『奈良文化財研究所概要』
- 『奈文研ニュース』
- 『埋蔵文化財ニュース』
- ② 公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等
 - 国際シンポジウムの開催（年1回）
 - 公開学術講座（オープンレクチャー）（年1回）
 - 公開講演会（年4回）
（飛鳥資料館特別展に伴う講演会（年2回）を含む）
 - 現地説明会（年5回）
- ③ ホームページアクセス件数の前期中期計画期間の年度平均以上の確保
- (3) 黒田記念館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。入館者数については、前期中期計画期間の年度平均以上確保する。
 - 黒田記念館における作品の展示公開
常設展（毎週木曜日、土曜日の午後開館）
共催展の開催（1回）
年間目標入館者数 10,200人
 - 平城宮跡資料館における展示・公開
常設展（月曜日、年末年始休館 無料公開）
発掘速報展（年1回）
年間目標入館者数 72,500人
 - 飛鳥資料館における常設展示の充実と特別展示の開催
常設展示（月曜日、年末年始休館 有料公開）
特別展示（年2回）
企画展の開催（年1回）
年間目標入館者数 55,400人
 - 藤原宮跡資料室における展示・公開
常設展（土・日曜日、祝日、休日、年末年始休館 無料公開）
年間目標入館者数 3,800人
- (4) 文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティア事業を運営するとともに、各種ボランティアに対して、活動機会・場所の提供等の支援を行う。
 - 平城宮跡解説ボランティア事業の運営
 - 各種ボランティアに対する活動機会・場所の提供、文化財に関する学習会の実施等への支援
- (5) 奈良県の「平城遷都1300年記念事業」に向け最新の調査・研究に基づく平城宮跡資料館の展示リニューアル、及び古代都城等に関する国際共同研究の成果の展示・公開について検討を始める。
- (6) 文化財情報の公開促進
文化財に関する情報を積極的に発信し、国内外における日本文化への理解を深める。
 - ① ウェブサイト等による情報の発信
ウェブサイトのアクセス件数が増加するよう内容の充実を図る。
（東京国立博物館）
携帯電話端末用ウェブサイトによる情報提供サービスを開始する。
（京都国立博物館）
 - 1) 携帯電話端末用ウェブサイトの充実を図り、利用者の拡大とサービスの向上を図る。

2) 学術研究公開の一環として、研究紀要「学叢」をウェブサイトで公開する。

(奈良国立博物館)

当館保有の文化財の写真並びに研究成果の公開の充実を図る。

(九州国立博物館)

ウェブサイトで提供する情報の充実を図り、利用者から意見を吸い上げられる体制を検討する。

②-1 デジタル化の推進

1) 収蔵品のデジタル画像による来館者への情報提供及びインターネットでの公開を継続して行う。

2) 収蔵品の国宝について、5か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語）の説明を付したデジタル高精細画像（e 国宝）の提供を継続して行う。

(東京国立博物館)

1) 収蔵品等の写真の高精細デジタル化を実施する（4×5 フィルム3,000枚。マイクロフィルム20,000 枚）。

2) 収蔵品のうち、国指定文化財を新規撮影し、高精細デジタル画像化を図る。

3) 収蔵品の基本情報のデータ化・文書記述言語（XML）化を約30万字実施する。

4) 法隆寺献納宝物について、5か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語）の説明を付したデジタル高精細画像（「法隆寺献納宝物デジタルアーカイブ」）等の提供を法隆寺宝物館にて継続して実施する。

(京都国立博物館)

1) 収蔵品のデジタルデータを作成する。（約2,500件）

2) 当館所蔵の指定文化財の画像を高精細画像化し、ウェブサイト上で公開する。

(奈良国立博物館)

1) ウェブサイトに掲載中の写真検索システムの個別データを約2,000件追加更新する。

2) 当館所蔵の指定文化財の画像を高精細画像化し、ウェブサイト上で公開する。

3) デジタル高精細画像を活用し、有料画像提供の推進を図る。

(九州国立博物館)

収蔵品のデジタルデータを作成する。（600件）

②-2 博物館関係資料の収集、レファレンス機能の強化

美術史・考古学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館・美術館に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積を図る。また、資料の登録や検索・利用については、最新の情報処理技術を用いた、活用しやすいシステムを開発する。

(東京国立博物館)

1) 収蔵品・出品作品等の写真撮影及び関連データを整備する。（約3,000件）

2) 資料館において、美術史等の情報及び資料を一般に広く公開するために、図書管理システムを運用し、機能とサービスの充実を図る。

3) 法隆寺宝物館において、観覧者向け図書コーナーサービスを継続実施する。

4) 図書資料の良好なコレクション構築のために収集方針を策定する。

5) 資料館の有効活用へ向けた利用計画を策定する。

(京都国立博物館)

1) 収蔵品・出品作品等の写真撮影及び社寺調査等での写真撮影並びに関連データを整備する。（約5,000件）

2) 観覧者向け図書コーナーサービスを継続実施する。

(奈良国立博物館)

1) 古写真・ガラス乾板等を登録整備する。

2) 収蔵品・出品作品等の写真撮影及び関連データを整備する。（約3,000件）

3) 西新館の観覧者向け図書コーナーの充実を図る。

4) 蔵書検索システム及び所蔵写真検索の充実を図る。

(九州国立博物館)

1) 収蔵品・出品作品等の写真撮影及び関連データを整備する。(約600件)

2) 海外調査で撮影した写真やビデオを展示や教育普及事業で活用するための整備を行う。

3) 博物館資料(収蔵品、図書、写真など)の横断的データベースの効率的な運用を検討し、実施する。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。埋蔵文化財保護行政に資する調査研究を行うとともに、地方公共団体等への協力・助言・専門的知識の提供等について管理・調整する。また、これまで蓄積した調査・研究の成果を活かし、他機関等との共同研究及び受託事業を実施する。

(2) 文化財に関する高度な研究成果をもとに地方公共団体等で中核となる文化財担当者に埋蔵文化財に関する研修、保存科学に関する保存担当学芸員研修を実施する。なお、参加者等に対するアンケート調査を行い、80%以上の満足度が得られるようにする。また、東京芸術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育を実施し、若手研究者の育成に寄与する。

① 埋蔵文化財担当者研修

一般研修1課程、専門研修12課程、計13課程実施

研修人数のべ170人

② 博物館・美術館等の保存担当学芸員研修を行う。

○ 期間2週間、受講生25名程度

③ 東京芸術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携

大学院教育の推進

○ 東京芸術大学：システム保存学(保存環境学、修復材料学)

○ 京都大学：文化・地球環境学(文化財調査法論、環境考古学論)

○ 奈良女子大学：比較文化学(文化史論)

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 各施設の共通的な事務の一元化による業務の効率化

財務、人事、企画事務の共通的な事務の一元化を推進し事務の効率化を図る。

(2) 省エネルギー、リサイクルの推進

1) 光熱水量の使用状況を把握し、管理部門を中心に引き続き節減に努める。(年間1.03%減少)

2) 廃棄物の分別収集を徹底し、リサイクルを引き続き推進する。(一般廃棄物排出量を年間1.03%減少)

(3) 施設有効使用の推進

博物館4 施設

1) 講座・講演会等を開催する。

2) 講堂等の利用案内を関係団体、学校等に対し積極的に行う。

3) 国際交流及び日本文化の紹介や入館者の拡大を目的としたコンサートなどを実施し、施設の有効利用を図る。

文化財研究所2 施設

セミナー室、講堂等一般の利用の供することが可能な施設の有料貸付を実施するとともに、展示公開施設

におけるミュージアムショップの運営委託等、施設の有効利用の推進を図る。

(4) 民間委託の推進

(東京国立博物館)

- ・電気設備保守業務及び機械設備保守業務の一部を外部委託
- ・資料館業務の一部外部委託を継続して実施

(京都国立博物館)

- ・図書館業務の外部委託
- ・看視案内業務、インフォメーション業務及び設備管理業務の一部業務委託
- ・通用門の受付・案内・警備業務、及び清掃業務の外部委託

(奈良国立博物館)

- ・館の警備、清掃業務について外部委託を推進
- ・来館者サービスを中心に業務の見直しを行い、民間委託を積極的に進める。

(九州国立博物館)

- ・建物設備の運転・管理業務の外部委託
- ・警備業務・看視案内業務の外部委託

(東京文化財研究所・奈良文化財研究所)

- ・一般管理部門を含めた組織・業務の見直しを行い、民間委託をさらに積極的に進める。
- ・所の警備・清掃業務について民間委託を推進する。
- ・来所者サービスを中心に業務の見直しを行い、民間委託を積極的に進める。

(5) 一般競争入札の推進

一般競争入札を推進することにより、経費の効率化を図る。

2 事業評価の実施及び職員の意識改善

理事長のリーダーシップのもとに、事業を推進する。

1) 外部有識者による、年度を通しての事業評価を行い、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。

2) 各種研修・講習会を通じて、職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図るとともに、職員を外部の研修に派遣し、その資質の向上を図る。

3) 機構が管理する情報の安全性向上のため、必要な措置をとる。機構が管理する情報の安全性向上の方策について検討する。

4) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」を踏まえ、人件費の抑制を図る。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

- (1) 近隣大学等との交流を進め、優秀な人材を確保する。
- (2) 各種研修を積極的に実施し、また、職員を外部の研修に派遣するなど、その資質の向上を図る。
- (3) 非公務員化のメリットを活かした制度の活用方法について検討する。

2 施設・設備に関する計画
別紙のとおり

(1) 予算（平成19年度予算）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	9,042
施設整備費補助金	711
展示事業等収入	1,098
受託収入	26
計	10,877
支 出	
管理経費	2,527
うち人件費	773
うち一般管理費	1,754
業務経費	7,613
うち人件費	2,787
うち調査研究事業費	1,449
うち情報公開事業費	161
うち研修事業費	23
うち国際研究協力事業費	314
うち展示出版事業費	163
うち展覧事業費	2,591
うち教育普及事業費	125
施設整備費	711
受託事業費	26
計	10,877

(2) 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	8,763
経常経費	8,763
一般管理費	2,040
うち人件費	773
うち一般管理費	1,267
業務経費	6,273
うち人件費	2,787
うち調査研究事業費	1,047
うち情報公開事業費	116
うち研修事業費	16
うち国際研究協力事業費	227
うち展示出版事業費	118
うち展覧事業費	1,872
うち教育普及事業費	90
受託事業費	26
減価償却費	424
収益の部	8,763
運営費交付金収益	7,215
展示事業等の収入	1,098
受託収入等	26
資産見返運営費交付金戻入	87
資産見返物品受贈額戻入	337

(3) 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,877
業務活動による支出	8,339
投資活動による支出	2,538
資金収入	10,877
業務活動による収入	10,166
運営費交付金による収入	9,042
展示事業等による収入	1,098
受託収入	26
投資活動による収入	711
施設整備費補助金による収入	711

(4) 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (単位：百万円)	財 源
京都国立博物館 平常展示館建替工事 (19年度～23年度)	685	施設整備費補助金
文化財最先端研究設備整備 文化財大型資料用非破壊蛍光X線分析装置	26	施設整備費補助金

9. 関係法規一覧

○独立行政法人文化財研究所業務方法書

平成十三年四月二日

文部科学大臣認可

改正 平成十七年四月一日

改正 平成十九年四月一日

(目的)

第一条 独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号。以下「機構法」という。）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 機構の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るよう執行しなければならない。

(博物館の設置)

第三条 機構が設置する博物館（以下「各博物館」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 東京国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 平成館
 - ハ 東洋館
 - ニ 法隆寺宝物館
 - ホ 表慶館
 - ヘ 黒田記念館
 - ト 資料館
 - チ その他の施設
- 二 京都国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 新館
 - ハ 文化財保存修理所
 - ニ その他の施設
- 三 奈良国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 西新館
 - ハ 東新館
 - ニ 仏教美術資料研究センター
 - ホ 文化財保存修理所
 - ヘ その他の施設
- 四 九州国立博物館

イ 本館

(文化財研究所の業務を行うための施設)

第四条 機構は、各博物館以外に次に掲げる施設（以下「各文化財研究所」という。）において業務を行う。

- 一 東京文化財研究所
 - イ 東京文化財研究所本庁舎
 - ロ その他の施設
- 二 奈良文化財研究所
 - イ 奈良文化財研究所本庁舎
 - ロ 平城宮跡資料館
 - ハ 都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）庁舎
 - ニ 飛鳥資料館
 - ホ その他の施設

(施設の維持管理)

第五条 機構は、各博物館及び各文化財研究所の施設を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(収集、保管及び一般の観覧) ※機構法第十二条第一項第二号

第六条 機構は、各博物館において次に掲げる文化財を収集し、保管して一般の観覧に供する。

- 一 日本及び東洋の絵画、彫刻、書跡等
 - 二 日本及び東洋の金工、刀剣、陶磁、漆工、染織等
 - 三 日本及び東洋の考古資料
 - 四 日本及び東洋の歴史・民族資料
 - 五 その他の有形文化財
- 2 機構は、必要に応じて各博物館以外の場所において、前項に掲げる文化財を一般の観覧に供することができる。
- 3 機構は、第一項に掲げる文化財を博物館その他これに類する施設と貸借することができる。

(教育及び普及)

第七条 機構は、次に掲げる教育及び普及の事業を行う。

- 一 講演会、講座、シンポジウム、列品解説等
- 二 定期刊行物、図版目録、展覧会目録、研究論文、調査報告書、パンフレット、ガイドブック等の刊行
- 三 その他の事業

(博物館の供用)

第八条 機構は、各博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供することができる。

(文化財に関する調査及び研究)

第九条 機構は、次に掲げる文化財に関する調査及び研究を行う。

- 一 美術に関する調査及び研究
- 二 無形文化財、無形民俗文化財及び文化財保存技術に関する調査及び研究
- 三 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究
- 四 考古資料及びその他の歴史資料に関する調査及び研究
- 五 遺跡に関する調査及び研究

- 六 文化的景観に関する調査及び研究
- 七 埋蔵文化財に関する調査及び研究
- 八 平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査及び研究
- 九 文化財の保存に関する調査及び研究
- 十 文化財の修復に関する調査及び研究
- 十一 文化財の情報及び資料に関する調査及び研究
- 十二 前各号の業務に関する国際共同研究
- 十三 文化財の管理方法及び展示方法に関する調査及び研究
- 十四 その他文化財の収集、保管及び一般の観覧の充実に資する調査及び研究

(調査及び研究成果の普及及び活用の促進)

第十条 機構は、前条の調査及び研究に基づき、次に掲げる資料を作成し、公表する。

- 一 調査報告、研究成果報告、研究論文等
- 二 写真、絵図、映像記録、音声記録等
- 三 復元模型、複製品等
- 四 データベース
- 五 その他

2 前項により作成した資料は、次に掲げる方法を用いて公開し、成果の普及を図るとともにその活用を促進する。

- 一 研究発表会、公開学術講座、公開講演会、現地説明会等の開催
- 二 年報、調査報告書、研究成果報告書、研究論文集、図録等の刊行
- 三 黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室における展示・公開
- 四 データベース検索サービスの提供
- 五 ホームページ、広報資料等への掲載
- 六 その他

3 機構は、調査及び研究成果を活用して海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第十一条 機構は、次に掲げる文化財に関する国内外の情報及び資料を収集し、整理し、提供する。

- 一 図書、逐次刊行物、研究成果報告書、調査報告書、地図、絵図、拓本等
- 二 写真、スライド、マイクロフィルム、磁気媒体、光ディスク、レコード等
- 三 その他の情報及び資料

2 前項により収集及び整理した情報及び資料は、閲覧、刊行物、ホームページその他の方法を用いて一般の利用に供する。

(研修) ※機構法第十二条第一項第八号

第十二条 機構は、第六条、第七条及び第九条から前条までの業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行うとともに、地方公共団体等が行う研修への協力を行う。

- 一 文化財の保存修復に関する研修
- 二 埋蔵文化財の発掘、測量、写真撮影、報告書作成等に関する研修
- 三 その他

(援助及び助言)

第十三条 機構は、第六条、第七条及び第九条から第十一条までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行う。

(附帯業務)

第十四条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務に附帯する業務を行う。

(国際文化交流の振興)

第十五条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は各博物館をこれらの利用に供することができる。

(料金の徴収)

第十六条 機構は、第六条から前条までに定める業務に伴い、別に定める料金を徴収することができる。

(業務委託の基準)

第十七条 機構は、第三条及び第五条から前条までの業務について、当該業務が确实実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 受託者の選定及び契約の方法等について必要な事項は、別に定める。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第十八条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(外部資金)

第十九条 機構は、機構法第三条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(九州国立博物館の業務運営)

第二十条 機構は、福岡県等と連携協力を図り、九州国立博物館の業務運営を行う。

(業務細則の作成)

第二十一条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構組織規程第20条の規定に基づき、国立文化財機構（以下「機構」という）が設置する東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び事務の分掌について定めることを目的とする。

(職制)

第2条 研究所に置く研究職は、上席研究員、主任研究員及び研究員とする。

第3条 部、センター、課及び室にはそれぞれ部長、センター長、課長、及び室長を置く。

2 飛鳥資料館に館長を置く。

3 奈良文化財研究所都城発掘調査部に副部長を置く。

4 東京文化財研究所企画情報部に副部長を保存修復科学センターに副センター長を置くことができる。

5 部長（管理部長を除く）、センター長、副部長及び副センター長は上席研究員をもって充てる。

6 部長及びセンター長は、上司の命を受け、当該部及びセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 副部長は部長を副センター長はセンター長を補佐する。

8 室長（管理部に置く室を除く）は上席研究員又は主任研究員をもって充てる。

9 課長及び室長は、上司の命を受け、当該課及び室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

10 上席研究員及び主任研究員（部長、副部長及び室長は除く。）は、上司の命を受け、当該部又はセンターの専門的事項の調査研究について連絡調整し、及びその指導に当たる。

11 課には必要に応じ補佐を置くことができる。

12 課長補佐は、課長を補佐する。

13 係に係長を置く。

14 係長は、上司の命を受け、当該係の事務を処理する。

15 課及び室には必要に応じて主任を置く。

16 主任は、上司の命を受け、課の事務のうち特定の事項を処理する。

17 課及び室に専門員及び専門職員を置くことができる。

18 専門員は、上司の命を受け高度の専門的知識を必要とする事務を処理する。

19 専門職員は、上司の命を受け専門的知識を必要とする事務を処理する。

(副所長等)

第4条 研究所に副所長を置く。

(1) 副所長は、各部長又はセンター長のうちから各研究所長が命ずることができる。

(2) 副所長は、各研究所長の命によりその職務を行う。

2 研究所の部又はセンターに首席研究員を置くことができる。

(1) 首席研究員は上席研究員のうち、特に顕著な業績を有する者から各研究所長が命ずるものとする。

3 各所長は副所長又は首席研究員を命じたときは、すみやかに理事長に報告するものとする。

(東京文化財研究所管理部の事務)

第5条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 東京文化財研究所の職員の人事に関すること。

(2) 東京文化財研究所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

(3) 機密に関すること。

- (4) 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- (5) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 東京文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- (7) 東京文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- (8) 国際協力、研究交流に係る企画及び立案に関すること。
- (9) 研修及び国際研究集会の実施に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、東京文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(管理部に置く室)

第6条 管理部に管理室を置く。

- 2 管理室は前条に掲げる事務をつかさどる。

(企画情報部の所掌事務)

第7条 企画情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各研究部における文化財情報の管理の統括を行うこと。
- (2) 文化財所有者からの調査研究についての依頼の調整及び成果のとりまとめを行うこと。
- (3) 美術に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(企画情報部に置く室)

第8条 企画情報部に情報システム研究室、文化財アーカイブズ研究室、文化形成研究室、近・現代視覚芸術研究室及び広領域研究室を置く。

2 情報システム研究室においては、前条第1号に掲げる事務のうち、東京文化財研究所の情報システムの管理・運営及び研究成果の公開に関するものをつかさどる。

3 文化財アーカイブズ研究室においては、前条第1号に掲げる事務のうち、文化財に関する情報及び資料の収集、整理、公開に関するもの並びに前条第2号に掲げる事務をつかさどる。

4 文化形成研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の古代、中世、近世美術に関するものをつかさどる。

5 近・現代視覚芸術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の近代、現代及び西洋美術に関するもの並びに黒田記念館に関する事務をつかさどる。

6 広領域研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋美術に関して人文、自然科学にわたる広領域に関するものをつかさどる。

(無形文化遺産部の所掌事務)

第9条 無形文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 我が国の無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術の保存・継承に関する調査研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(無形文化遺産部に置く室)

第10条 無形文化遺産部に無形文化財研究室、無形民俗文化財研究室及び音声・映像記録研究室を置く。

2 無形文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形文化財及び文化財保存技術に関するものをつかさどる。

3 無形民俗文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形民俗文化財に関するものをつかさどる。

4 音声・映像記録研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、音声及び映像記録に関するものをつかさどる。

(保存修復科学センターの所掌事務)

第11条 保存修復科学センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財の保存に関する科学的な調査及び研究を行うこと(文化遺産国際協力センターの所掌に属するものを除く。)

(2) 文化財の修復に関する科学的な調査及び研究並びに文化財の修復のための技術に関する調査及び研究を行うこと（文化遺産国際協力センターの所掌に関するものを除く。）

(3) 前各号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

（保存修復科学センターに置く室等）

第12条 保存修復科学センターに保存科学研究室、分析科学研究室、生物科学研究室、修復材料研究室、伝統技術研究室及び近代文化遺産研究室を置く。

2 保存科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、物理的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

3 分析科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、化学的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

4 生物科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、生物学的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

5 修復材料研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、文化財の修復に関わる新材料、伝統材料に関するものをつかさどる。

6 伝統技術研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、絵画、工芸品、建築など伝統的技法が基本となる修復に関するものをつかさどる。

7 近代文化遺産研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、新材料及び新技術を応用した修復方法に関するものをつかさどる。

（文化遺産国際協力センターの所掌事務）

第13条 文化遺産国際協力センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財の保存及び修復に係る国際協力を行うこと。

(2) 前号の事務に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(4) 第1号の事務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

（文化遺産国際協力センターに置く室）

第14条 文化財国際協力センターに国際企画情報研究室、保存計画研究室及び地域環境研究室を置く。

2 国際企画情報研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、文化財研究所が行う国際協力等の専門的事項についての連絡調整、企画並びに国際社会における文化財に関する理念、法制度等文化財と社会に関するもの及び人材養成に関するものをつかさどる。

3 保存計画研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存、整備、修景計画及び活用計画並びに地域開発及び観光開発と文化財の関わりに関するものをつかさどる。

4 地域環境研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存に関わる自然環境、歴史的・人文的環境及び経済的環境に関するものをつかさどる。

（共通事務）

第15条 企画情報部、無形文化遺産部、保存修復科学センター及び文化遺産国際協力センター並びにこれらに置かれる室は、第六条から前条までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) その所掌事務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。

(2) その所掌事務に関し、地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。

（奈良文化財研究所管理部の所掌事務）

第16条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 奈良文化財研究所の職員の人事に関すること。

(2) 奈良文化財研究所の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

(3) 機密に関すること。

- (4) 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- (5) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 奈良文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- (7) 奈良文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- (8) 奈良文化財研究所の財産及び物品の管理に関すること。
- (9) 奈良文化財研究所の所掌事務に係る遺跡その他の資料の保全のための警備に関すること。
- (10) 奈良文化財研究所が行う研修に関すること。
- (11) 奈良文化財研究所の施設及び設備の維持並びに管理に関する事務を処理すること。
- (12) 奈良文化財研究所の保有する資料の展示、公開及び活用に関する事務を処理すること。
- (13) 奈良文化財研究所の情報基盤の整備並びに管理に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、奈良文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(管理部に置く課)

第17条 管理部に、管理課、業務課及び文化財情報課を置く。

2 管理課は、前条第1号から第8号まで及び第14号に掲げる事務をつかさどる。

3 業務課は、前条第9号から第11号に掲げる事務をつかさどる。

4 文化財情報課は、前条第12号及び第13号に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整部の所掌事務)

第18条 企画調整部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 奈良文化財研究所が行う研究に係る事業の実施についての総合調整を行う。
- (2) 奈良文化財研究所の所掌事務に関し、地方公共団体等の職員に対する研修及び地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。

- (3) 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 奈良文化財研究所の情報システムの管理及び運営に関すること。
- (5) 奈良文化財研究所が行う国際協力、国際交流及び国際研修等を行うこと。
- (6) 奈良文化財研究所の研究成果及び保有する資料の展示、公開、活用に関すること。
- (7) 文化財に関する写真の製作及び管理を行うこと。

(企画調整部に置く室)

第19条 企画調整部に企画調整室、文化財情報研究室、国際遺跡研究室、展示企画室及び写真室を置く。

2 企画調整室においては、前条第1号から第2号までの事務をつかさどる。

3 文化財情報研究室においては、前条第3号から第4号までの事務をつかさどる。

4 国際遺跡研究室においては、前条第5号の事務をつかさどる。

5 展示企画室においては、前条第6号の事務をつかさどる。

6 写真室においては、前条第7号の事務をつかさどる。

(文化遺産部の所掌事務)

第20条 文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 歴史資料（考古資料を含む）及びその他の資料（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (3) 歴史資料（考古資料を含む）及びその他の資料（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 前号の調査及び研究に基づき資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (6) 建造物及び伝統的建造物群に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (7) 宮跡等整備に伴う専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。

- (8) 庭園及び文化的景観に関する調査及び研究を行うこと。
- (9) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (10) 庭園及び文化的景観に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (11) 遺跡の保存・整備・活用（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する調査及び研究を行うこと。
- (12) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (13) 遺跡の保存・整備・活用（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

（文化遺産部に置く室）

第21条 文化遺産部に、歴史研究室、建造物研究室、景観研究室及び遺跡整備研究室を置く。

- 2 歴史研究室は、前条第1号から第3号までの事務をつかさどる。
- 3 建造物研究室は、前条第4号から第7号までの事務をつかさどる。
- 4 景観研究室は、前条第8号から第10号までの事務をつかさどる。
- 5 遺跡整備研究室は、前条第7号及び第11号から第13号までの事務をつかさどる。

（都城発掘調査部の所掌事務）

第22条 都城発掘調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平城宮跡（平城京城、南都諸大寺を含む。以下「平城宮跡等」という。）、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡（以下「藤原宮跡等」という。）の発掘調査を行うこと。
- (2) 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 前2号の業務に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (4) 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (5) 平城宮跡等及び藤原宮跡等整備に係る専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。
- (6) 平城宮跡等及び藤原宮跡等の整備に関して、専門的・技術的な指導及び助言を行うこと。

（都城発掘調査部に置く室等）

第23条 都城発掘調査部に、考古第一研究室、考古第二研究室、考古第三研究室、遺構研究室及び史料研究室を置く。

- (1) 考古第一研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、木器、金属器等の遺物に関するものをつかさどる。
- (2) 考古第二研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、土器等の遺物に関するものをつかさどる。
- (3) 考古第三研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、瓦等の遺物に関するものをつかさどる。
- (4) 遺構研究室は、前条第1号から第5号までに掲げる事務のうち、遺構、計測及び修景に関するものをつかさどる。
- (5) 史料研究室は、前条第1号から第4号に掲げる事務のうち、木簡及び史料に関するものをつかさどる。

2 副部長は、前条第1号から第6号に掲げる事務のうち、平城宮跡等又は藤原宮跡等の事務を掌理する。

（埋蔵文化財センターの所掌事務）

第24条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 埋蔵文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

（埋蔵文化財センターに置く室）

第25条 埋蔵文化財センターに保存修復科学研究室、環境考古学研究室、年代学研究室及び遺跡・調査技術研究室を置く。

2 保存修復科学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、遺物・遺構の保存科学的な処理に関するものをつかさどる。

3 環境考古学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、動植物遺存体等の調査法及び分析技術に関するものをつかさどる。

4 年代学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財等の年代学に関するものをつかさどる。

5 遺跡・調査技術研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財の調査・研究手法及び測量・探査等に関するものをつかさどる。

(飛鳥資料館の所掌事務)

第26条 飛鳥資料館は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 飛鳥地域に関する考古資料、歴史資料、建造物、絵画、彫刻、古文書その他の資料の収集、保管、展示、模写、模造、写真の作成、調査研究及び解説を行うこと。

(2) 飛鳥地域に関する図書、写真その他の資料の収集、整理、保管、展示、閲覧及び調査研究を行うこと。

(3) 飛鳥資料館の事業に関する出版物の編集及び刊行並びに普及宣伝を行うこと。

(飛鳥資料館に置く室)

第27条 飛鳥資料館に学芸室を置く。

2 学芸室は、前条に掲げる事務をつかさどる。

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

2 研究所に置く管理部各課及び室の組織並びに所掌事務は、各研究所の所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。